

高知県産業振興推進総合支援事業費補助金 活 用 ガ イ ド



令和 7 年 4 月

高知県産業振興推進部産業政策課

～ 目 次 ～

1	補助金の目的	1
2	補助の対象	1
3	ステップアップ事業	5
4	一般事業	6
5	外部人材活用支援事業	8
6	地域産業課題解決支援事業	8
7	補助の対象となる経費等	8
8	事業実施の手続き（フロー）	10
9	事業の要件	13
10	事業採択申請又は交付申請の提出書類	19
11	補助事業の実施にあたっての注意事項	25
12	実績報告	27
13	産業振興計画（地域アクションプラン）への追加手続き	28
14	Q & A	29
15	これまでに補助金を活用いただいた事例	47
16	お問い合わせ先	54

【高知県産業振興推進総合支援事業費補助金を利用される方へ】

この補助金は、地域の雇用の創出や所得の向上を図り、高知県の経済を根本から元気にするために、生産段階から販売段階までの取組や、観光産業の振興に資する取組等を総合的に支援するものです。

地域アクションプラン等、高知県産業振興計画に位置付けられた取組についてとどまらず、地域アクションプランへの位置付けを目指そうとする取組にも利用いただけます。また、本格的な取組だけではなく、アイデアを具体化するための初期段階の取組や外部人材のノウハウ等を生かした取組への支援などにも利用いただけます。

また、地域アクションプランへの位置付けを目指そうとする取組にも利用いただけるメニューがあります。

なお、ご活用いただく事業メニューによっては、外部審査会での審査などの手続きが必要なものもありますので、あらかじめ、県内7ブロックに置いています産業振興推進地域本部（54 ページ参照）にご相談いただくとともに、このガイドをご覧ください、計画的に準備を進めていただきますようお願いいたします。

1 補助金の目的

この補助金は、高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興の取組等を総合的に支援することを目的としています。

なお、観光資源を生かした交流人口の拡大などの取組については、平成 24 年度に観光振興部に創設された「観光拠点等整備事業費補助金」を活用いただけるようになりました。



「高知県産業振興計画」とは

高知県の経済を根本から元気にするためのトータルプランです。産業別の「成長戦略」と地域別の「アクションプラン」で構成されています。

⇒ 産業振興計画は、以下をご覧ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/sanshin>

2 補助の対象

■補助の対象となる取組

地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組、地域アクションプランへの位置付けを目指す取組が補助の対象となります。

取組内容等により、次の 7 つの事業メニューがあります。

① ステップアップ事業

事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組を支援する事業（主にソフト事業）

⇒ 詳しくは 5 ページをご覧ください

② 一般事業

施設整備等本格的な取組等を支援する事業

③ 特別承認事業

国等の補助事業を活用して実施する取組を支援する事業

④ 中山間地域雇用創出事業

中山間地域等において、過去に一般事業又は特別承認事業を活用している既存事業の規模拡大に向けた取組を支援する事業

⑤ 雇用奨励金事業

設備投資に伴い、新たに 34 歳以下の者を正規雇用した場合に雇用奨励金を交付

⑥ 外部人材活用支援事業

外部の専門人材のノウハウ等を生かした取組を支援する事業

⑦ 地域産業課題解決支援事業

過去に高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図るための取組を支援する事業

⇒ 詳しくは 8 ページをご覧ください



「これに準ずると認められる取組」とは

ステップアップ事業（通常分）を実施する場合においては、今後、産業振興計画の地域アクションプランに追加が予定される取組であって、産業振興推進地域本部が認めたものをいいます。

一般事業、特別承認事業、中山間地域雇用創出事業の補助金採択申請においては、今後、産業振興計画に追加が予定される取組であって、地域アクションプランフォローアップ会議が認めたものをいいます。

⇒ 産業振興計画に取組を追加する場合の手続は、28 ページをご覧ください。

■補助先・補助率・補助限度額

	ステップアップ 事業		一般事業			特別承認 事業	中山間地 域雇用創 出事業	雇用奨励金 事業	地域産業 課題解決 支援事業	外部人材 活用支援 事業
	トライ アル分	通常分	通常分	特別分	企業等 通常分					
補助先	原則として、市町村を通じた間接補助									
補助率	2/3 以内	1/2 以内	1/2 以内	2/3 以内	1/2 以内	国等の事業への継足し補助として、最大 2/3 まで嵩上げ	1/3 以内(市町村 1/6 以上)	定額	1/2 以内	1/2 以内
補助限度額	50 万円 (下限 10 万円)	200 万円 (下限 10 万円)	5,000 万円 (下限なし) ※別途要件を満たす場合は、5,000 万円の加算措置あり (市町村のみ)			5,000 万円 (下限なし)	3,333 万円 (下限なし)	新規雇用人数 1 人あたり 100 万円 ただし、事業採択した事業計画書の雇用人数を上限とする (下限 100 万円)	500 万円 (下限 10 万円)	500 万円 (下 限 50 万円)

※事業実施主体に直接補助できる場合もあります。詳しくは産業政策課にお問い合わせください。

※一般事業（企業等通常分）は、中小企業者（個人事業者を含む。）、中小企業団体等とその他法人のうちで公益的な法人を除くもの（以下「企業等」という。）が対象です。詳細は、6～7 ページをご覧ください。

※特別承認事業は、国等の補助金額との合計額が補助対象事業費の 2/3 以内（実施主体が企業等の場合は 1/2 以内）となります。（37 ページ＜Q52＞も併せてご参照ください。）

※中山間地域雇用創出事業は、過去に一般事業や特別承認事業を活用している事業者が対象です。31 ページ＜Q13～15＞、32 ページ＜Q18＞、34～35 ページ＜Q33～42＞も併せてご参照ください。）

※雇用奨励金事業は一般事業、特別承認事業、中山間地域雇用創出事業を活用する事業実施主体が対象となります。（31 ページ＜Q16～17＞、35 ページ＜Q41～47＞、44 ページ＜Q81＞、46 ページ＜Q92＞も併せてご参照ください。）

※担い手確保事業及び拡大再生産加算（クラスター加算）は、令和 6 年 4 月の高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱等の改正により、廃止となりました。

■一般事業（特別分）における補助限度額への加算措置

《拠点加算の要件》

事業実施主体は市町村で、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・市町村が整備する販売拠点機能を有する道の駅や直販所等であって、レストラン又は加工のいずれかの機能を（付加機能）を有する複合施設であること。
- ・事業実施期間内において、付加機能の売上額が3千万円以上を計画する事業であること。
- ・事業実施期間内において、直接雇用が2名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して2名以上）あること。

【加算額】

現行の補助限度額 50,000 千円に、補助対象経費から 75,000 千円を引いた額に 1/3 を乗じた額と 50,000 千円のいずれか低い額を上限に加算

＜ケース：補助対象経費 225,000 千円＞

県補助額 50,000 千円＋県加算 50,000 千円 ※県加算 50,000＝（225,000－75,000）×1/3

市町村負担額 125,000 千円

■事業審査会による審査

一般事業、特別承認事業、中山間地域雇用創出事業及び雇用奨励金事業については、専門的見地を有する者で構成する補助金審査会において事業計画書等を審査し、その結果を踏まえて、県が事業の採択、補助率を決定します。

■補助の対象となる事業者

- ・市町村等：市町村、一部事務組合、広域連合等
- ・地域団体：商工会（会議所）、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、観光協会等
- ・中小企業等：中小企業者（個人事業者を含む。）、中小企業団体等
- ・任意団体：共同体、協議会、グループ等
- ・その他法人：上記の他、補助することが適当と認められる法人（特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等。その他法人のうち、公の目的で活動していると認められる法人で、地域振興に資する取組をするものを「公益的な法人」といいます。）

◇ 補助の対象となる事業者

中小企業等

次の①又は②をいいます。

① 中小企業者（個人事業者を含みます。）

次の資本金又は従業員のいずれか一方の数字を満たすものが「中小企業者」となります。

	製造業	卸売業	小売業	サービス業	その他産業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	3億円以下
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

（注）次のいずれかに該当する場合は、「中小企業者」にはなりません。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上

② 中小企業団体等

ア）事業協同組合、企業組合、協業組合等の中小企業団体

イ）①の中小企業者又はア）の団体で構成される法人格のない団体であって、規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理がおこなわれているもの

例）2以上の株式会社が共同して事業を実施するもの
個人事業者と株式会社が共同して事業を実施するもの

※ イ）に該当する法人格のない団体であっても、3以上で構成される場合は、事業形態、事業規模、経営実態等から、次の任意団体として区分する場合があります。

任意団体

3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であって、次のすべてに該当するものをいいます（中小企業団体等に該当するものを除く。）。

- ・補助事業において、地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの
- ・規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理がおこなわれているもの

生産者グループや地域づくり団体などがこれに該当しますが、事業形態、事業規模、経営実態、施設や設備の共同利用等利用形態等から「企業等」「任意団体」いずれに該当するかを判断します。

例えば、中小企業者、商工会、大学が連携して事業を実施する場合であっても、実質的に、中小企業者1社が事業を行うものは、「企業等」に区分されます。

このように、複数で構成する法人格のない団体の場合は、個々の事例に基づき判断します。
(38 ページ<Q53>も併せてご参照ください。)

公益的な法人

その他法人のうち、次のすべてに該当するものをいいます。

- ・ 公の目的で活動していると認められるもの
- ・ 補助事業において、地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うこと



「公の目的で活動している」とは、公益法人認定法に掲げる公益目的事業に準じた取組をいいます。(37 ページ<Q48>も併せてご参照ください)

そ の 他

- ・ 資本金等の額の1/2以上を公共的団体が出資等している法人 → **第三セクター等**
- ・ 地域振興を目的に設立されたと認められる法人であって、出資者の過半数が地域住民で構成されるもの → **地域団体**

3 ステップアップ事業

○ ステップアップ事業では、事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組（次のいずれかに該当する取組）を支援します。

- ・ 地域アクションプランへの位置付けを目指す取組（トライアル分）

※トライアル分の事業実施主体は、高知県産業振興アドバイザー（発掘支援型）を活用した事業者に限ります。

- ・ 地域アクションプランに位置付けられた取組又はこれに準ずる取組であって、アイデアの具体化や事業の芽出し段階又はハード整備実施後の事業が軌道に乗るまでの取組（通常分）

※「これに準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画の地域アクションプランに追加が予定される取組であって、産業振興推進地域本部が認めたものをいいます。

○ 補助限度額（トライアル分：50万円、通常分：200万円）の範囲内であれば、複数回に分けての利用が可能です。（トライアル分の補助を受けていて、さらに通常分を活用する場合は、200万円からトライアル分の補助額を引いた額が限度額となります。）

○ 原則、ソフト事業を支援するものですが、施設や設備等の整備事業についても、一定の要件を満たす場合は補助の対象となります。（詳しくは39ページ<Q61>をご覧ください）

○ 従業員の人材育成についても、専門機関研修のほか、知事が適当と認める研修は、補助の対象となります。

○ 原則市町村を通じた間接補助ですが、市町村の予算化を待たずに直ちに事業を実施する必要があると判断される場合などは、県から直接補助することも可能です。

（詳しくは38ページ<Q54>をご覧ください）

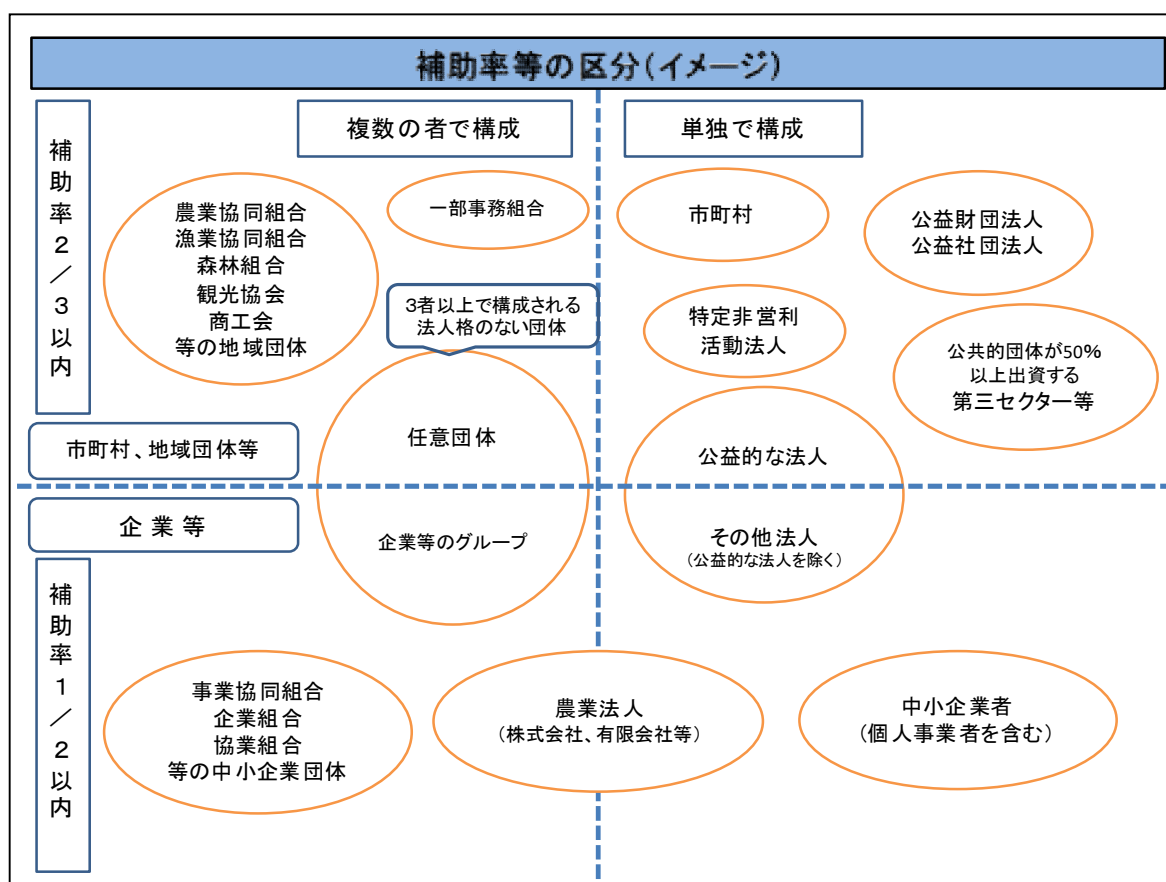
4 一般事業

○ 一般事業では、施設整備等本格的な取組等を支援します。（主にハード事業）

※ハード事業とは、「商品の生産、加工、流通、販売等に必要な施設、設備、機械等を整備するもの又は体験型若しくは滞在型の観光を推進するために必要な施設、設備等を整備するもの」をいいます。

○ 市町村等と企業等の補助率等について

事業実施主体の区分が「市町村等」、「地域団体」、「任意団体」、「公益的な法人」の場合と「企業等」の場合では、採択の要件や補助率等が異なります。



※市町村等とは、市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会をいいます。

※企業等とは、中小企業者（個人事業者を含む）、中小企業団体等とその他法人のうちで公益的な法人を除くものをいいます。

一般事業（企業等通常分）を活用する場合は、13～14 ページの一般事業の基本要件及び現状打開要件に加えて、以下の要件を全て満たす必要があります。

①直接雇用の発生

事業計画期間内に直接雇用が1名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は常勤換算して1名以上）あること

※ 直接雇用とは、事業実施主体において補助事業実施前に従業員でなかった者を、事業計画

期間内に、雇用保険の被保険者として、6月以上雇用する形態（延人役が6月を超える場合は同様とみなす。）をいいます。

②受益者の発生

事業計画期間内の受益者が5名以上で、その受益が5年以上安定的に継続することが見込まれていること

※ 受益者とは、事業を実施することによって、県内において収入増加等実際に金銭的な受益を得る者としします。生産農家又は加工・販売業者の種別を問いません。

ただし、直接雇用する者及び事業実施主体に属する者（農業協同組合等生産者組合の生産者を除く。）並びに以下に該当する者は、受益者に含まないものとしします。

ア 事業実施主体から資本金の額の2分の1以上を出資されている者

イ 事業実施主体の資本金の額の2分の1以上を出資している者

ウ 事業実施主体と代表者が同一の者

③主要原材料等の県内産割合

主要原材料等の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80%以上であること

※ 主要原材料等とは、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合においては、「商品」を構成する主たる原材料等」のことをいい、これらの仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は、80 パーセント以上であることとしします。

ただし、県内において、主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、「商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料等」の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80 パーセント以上であり、かつ、地域への波及効果を説明できることをもって要件を満たすものとして取り扱うことができるものとしします。

なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。

工業製品を製造する施設を整備する場合や、観光施設を整備する場合などであっても、基本的には、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合の要件に準じます。
詳しくは、産業政策課にお問い合わせください。

④売上額の向上

売上額が5年で5%以上増加することが見込まれること。

ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることが見込まれること。

⑤付加価値額の向上

付加価値額が5年で5%以上の向上が見込まれること。

ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5%以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとしします。

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

令和6年4月の高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱等の改正により、
連携事業者要件及び連携計画書は廃止しました。

5 外部人材活用支援事業

- 外部人材活用支援事業では、外部の専門人材のノウハウ等を生かして、既存の事業の飛躍的な成長を図る取組を支援します。ただし、単なる人件費の補填ではなく、事業主体に外部の専門人材のノウハウ等が移転される組織体制が整っていることが必要となります。
- 補助限度額の範囲内であれば、原則として継続した2年度内での利用が可能です。
- 市町村の予算化を待たずに直ちに事業を実施する必要があると判断される場合などは、県から直接補助することも可能です。
- 補助対象となる経費は、外部の専門人材のノウハウ等を活用するために必要な報償費、委託料、活動費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）となります。
- 外部の専門人材に支払われる額（報償費、委託料のうち専門人材の人件費に相当する額、又はこれに類するもの）は、1人当たり1,000千円／月が上限です。

6 地域産業課題解決支援事業

- 地域産業課題解決支援事業では、過去に一般事業又は特別承認事業を活用した取組について、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図るものに対して支援します。
- 補助事業の活用年度の前年度から起算して3年以内に高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受けた取組が対象です。
- 補助対象となる経費は、課題の解決を図るために必要な施設、設備、機械、報償費、委託料、活動費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）となります。

7 補助の対象となる経費等

■補助の対象となる経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

ただし、原則として、補助金交付決定日以降に着手したものに限りします。

補助対象事業区分	補助対象経費
①市場調査等事業	市場調査等のために必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの（⑤の事業に該当する経費を除く。）
②商品・技術開発等事業	商品及び技術の開発等のために必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの（⑤の事業に該当する経費を除く。）
③販路開拓・販売促進等事業	販路開拓及び販売促進等のために必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの（⑤の事業に該当する経費を除く。）
④観光交流促進等事業	観光の情報発信及び体験型観光のメニューづくり等のために必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの（⑤の事業に該当する経費を除く。）
⑤施設・設備等整備事業	商品の生産・加工・流通・販売等に必要な施設、設備、機械等及び体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費であって、知事が必要であると認めたもの（※1）
⑥その他事業	知事が必要であると認めた事業に要する経費

※1 ステップアップ事業（通常分）を実施する場合は、新たな事業活動又は事業展開を図るために必要となる機器等に限って補助対象経費（ただし、補助対象経費に対する補助額は、全体補助額の2分の1を超えない範囲内で、かつ、1件あたりの取得価格が50万円を超えないもの）とします。

（詳しくは、39 ページ＜Q61＞も併せてご参照ください）

※2 ステップアップ事業（トライアル分）については、「①市場調査等事業」「②商品・技術開発等事業」のみが補助の対象となります。

■補助の対象とならない経費

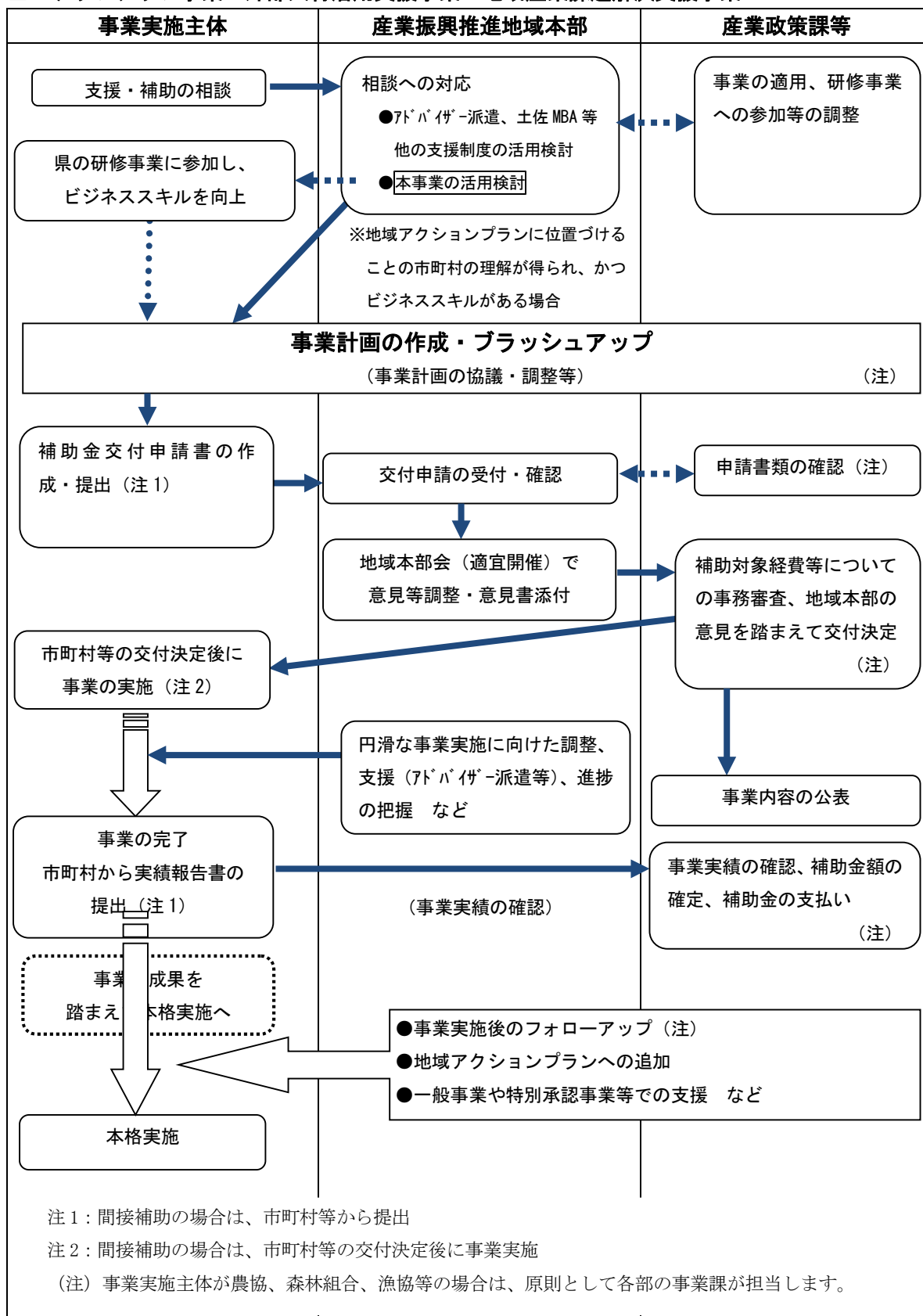
- ・ 用地の取得及び整地に要する経費
- ・ 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費（ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができる場合があります。）
- ・ 商品（試供品及び試食品含む。）の製造に供する原材料費、人件費等の経費（ただし、商品の開発や試作品の製造、市場等調査に必要となるこれらの経費は、補助の対象とすることができる場合があります。）
- ・ 苗木、種、肥料等の経費（ただし、新たな作物等を試験的に栽培する場合は、これらの経費を補助の対象とすることができる場合があります。）
- ・ 職員の人件費（ただし、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができる場合があります。）
- ・ 既存施設の改修経費で単なる維持修繕を目的とするもの
- ・ 施設や機器のメンテナンス料等維持管理に要する経費
- ・ 公課費
- ・ その他、補助することが適当と認められない経費

⇒ 38～41 ページ＜Q55～Q65＞も併せてご参照ください。

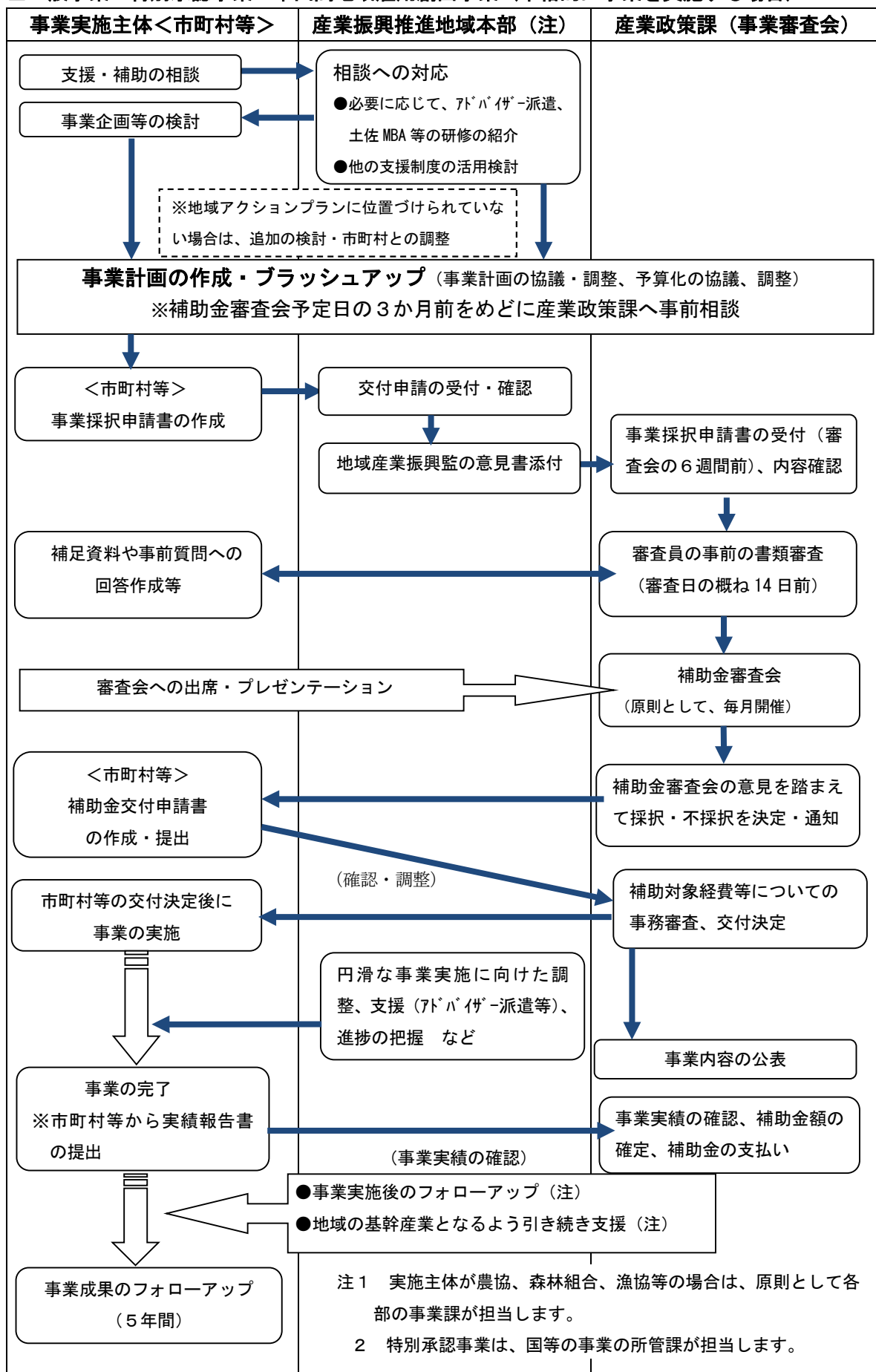


8 事業実施の手続き（フロー）

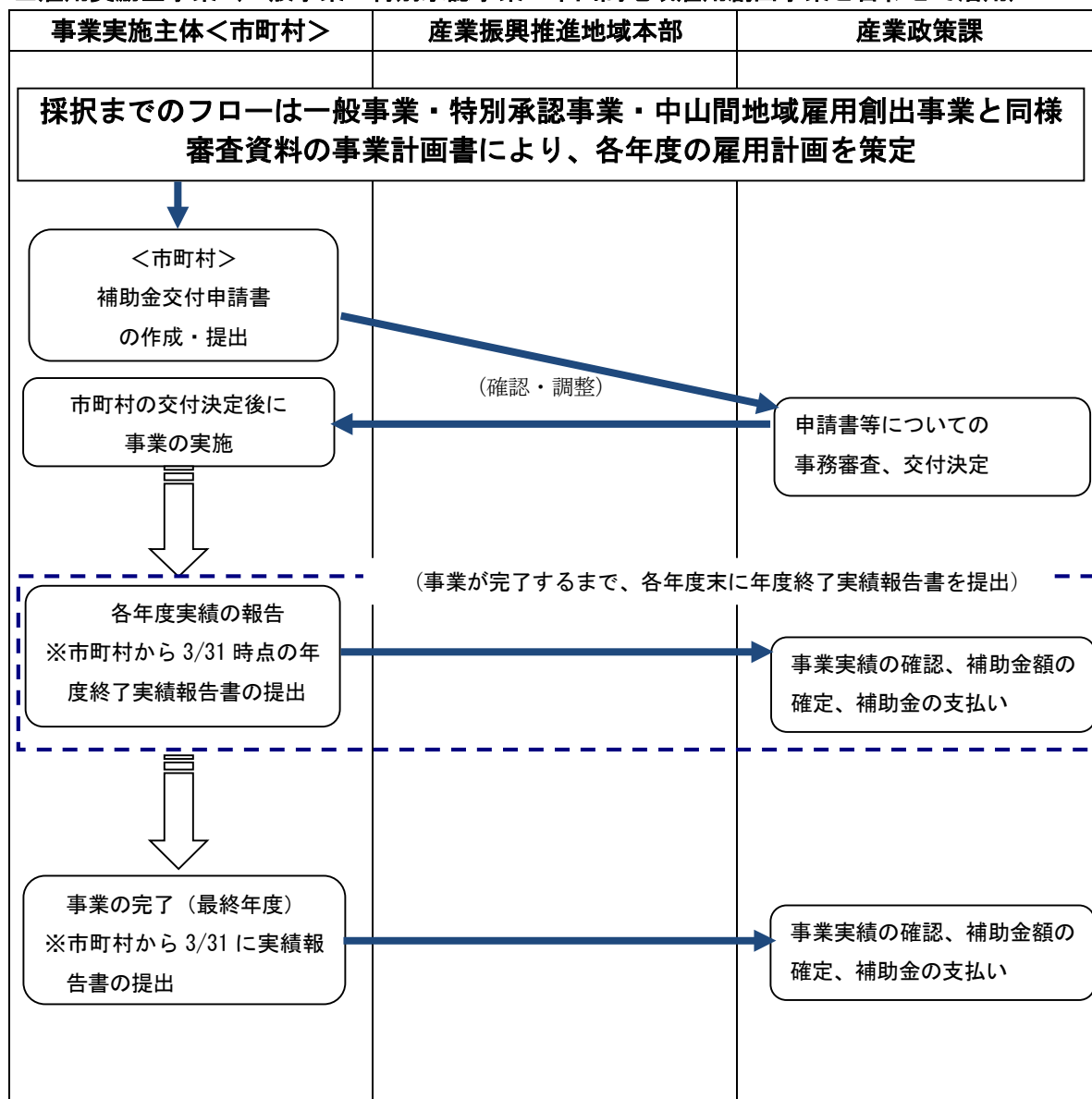
■ステップアップ事業・外部人材活用支援事業・地域産業課題解決支援事業



■一般事業・特別承認事業・中山間地域雇用創出事業（本格的に事業を実施する場合）



■雇用奨励金事業（一般事業・特別承認事業・中山間地域雇用創出事業と合わせて活用）



9 事業の要件

※事業の要件・評価については、33～36 ページ＜Q27～47＞も併せてご参照ください。

1 ステップアップ事業

(1) トライアル分：次の要件を全て満たすこと

(2) 通常分：次の要件のうち1～5を満たすこと

	補 助 要 件	内 容
1	事業実施主体としての体制が整っていること	事業の実施主体（責任主体）が明確であること
2	事業のサポート体制が整っていること	事業に対する市町村の理解があり、かつ連携がとれていること
3	ビジネス意識が高いものであること	ビジネスに取り組む意欲があり、習熟度が高いこと
4	事業計画全体の内容が適切なものであること	①事業目的及び課題が明確であること ②ターゲットとなる市場及び販路を想定していること ③法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
5	投資にふさわしい効果が期待することができること	①地域資源を活用する取組であること ②事業実施による地域への経済波及効果が期待できること
6	高知県産業振興アドバイザー（発掘支援型）の活用実績があること	

2 一般事業

(1) 通常分

①基本要件（全て満たすこと）

	補 助 要 件	内 容
1	事業計画全体の内容が適切かつ具体的であること	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②補助事業の内容及び規模と事業計画に整合性があり、かつ経費配分が適正であること ③事業に対する市町村及び地域の理解があり、かつ連携がとれていること ④具体的かつ実現可能な目標を設定していること ⑤原材料等の供給体制が確立されていること ⑥ターゲットとなる市場、販路が明らかであること ⑦事業の採算性及び将来性（成長の可能性）があること ⑧事業実施に必要な能力及び資金を有していること（実施主体が市町村である場合を除く） ⑨法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
2	地域資源を活用し、その付加価値を高める取組であること	ビジネスの主となる資源等へ県内の地域資源を活用し、その付加価値が向上すること

3	投資効果 1.0 以上の取組であること	参考様式 6 により算定
---	---------------------	--------------

②経済波及効果要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

	補 助 要 件	内 容
1	直接雇用の発生	事業計画期間内の直接雇用が 1 名以上あること
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が 1 名以上あること

(2) 特別分

①基本要件（全て満たすこと）

(1) 通常分①と同様

②現状打開要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

	補 助 要 件
1	事業を拡大し、新商品開発又は新規顧客層への展開を図る取組
2	新たなビジネス手法の導入や仕組みづくりに向けた取組
3	新分野・新事業への進出に向けた取組

③経済波及効果要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

	補 助 要 件	内 容
1	直接雇用の発生	事業計画期間内に直接雇用が 1 名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は常勤換算して 1 名以上）あること
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が 5 名以上で、その受益が 5 年以上安定的に継続することが見込まれていること

(3) 企業等通常分

①基本要件（全て満たすこと）

(1) 通常分①と同様

②現状打開要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

(2) 特別分②と同様

③経済波及効果要件（全て満たすこと）

	補 助 要 件	内 容
1	直接雇用の発生	事業計画期間内に直接雇用が 1 名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は常勤換算して 1 名以上）あること
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が 5 名以上で、その受益が 5 年以上安定的に継続することが見込まれていること
3	主要原材料等の県内産割合	主要原材料等（※ 1）の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が 80%以上であること
4	売上額の向上	売上額が 5 年で 5 %以上増加することが見込まれること。ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることが見込まれること。

5	付加価値額の向上	付加価値額（※2）が5年で5%以上の向上が見込まれること。ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5%以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとする。
---	----------	--

※1 主要原材料等とは、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合においては、「商品を構成する主たる原材料等」のことをいい、これらの仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は、80パーセント以上であることとする。

ただし、県内において、主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、「商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料等」の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80パーセント以上であり、かつ、地域への波及効果を説明できることをもって要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。

※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

3 特別承認事業

①基本要件

	補 助 要 件	内 容
1	投資効果 1.0 以上の取組であること	参考様式6により算定 国等から算出方法が示されているときは、その算出方法によって算定すること

②現状打開要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

2 一般事業（2）特別分②と同様

③経済波及効果要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

2 一般事業（2）特別分③と同様

4 中山間地域雇用創出事業

①基本要件（全て満たしており、かつ中山間地域等における事業であること）

2 一般事業（1）通常分①と同様

②現状打開要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

2 一般事業（2）特別分②と同様

③経済波及効果要件（全て満たすこと）

	補 助 要 件	内 容
1	正規雇用の発生	補助金の交付決定日から起算して3年が経過した日の属する年度末までに、正規雇用が1名以上あること。ただし、事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、事業着手前と比較して純増していること。
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が5名以上で、その受益が5年以上安定的に継続することが見込まれていること

3	主要原材料等の県内産割合	主要原材料等（※１）の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80%以上であること
4	売上額の向上	売上額が5年で5%以上増加することが見込まれること。ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることが見込まれること
5	付加価値額の向上	付加価値額（※２）が5年で5%以上の向上が見込まれること。ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5%以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとする
6	売上額の目標達成	一般事業又は特別承認事業の事業採択申請時に提出した事業計画書の売上額の目標を直近の決算期において達成しており、かつ直近の決算期において経常利益が発生していること
7	給与支給総額の増加	新規雇用者等を除く給与支給総額が事業実施年度の翌年度までに4%以上増加することが見込まれること
8	ワークライフバランスの推進	高知県ワークライフバランス推進企業として「次世代育成」「年休」「女性活躍」の認証を受けていること （事業実施年度の翌年度までに認証を受ける見込みがあるものを含む）

※１ 主要原材料等とは、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合においては、「商品を構成する主たる原材料等」のことをいい、これらの仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は、80パーセント以上であることとする。

ただし、県内において、主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、「商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料等」の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80パーセント以上であり、かつ、地域への波及効果を説明できることをもって要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。

※２ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

5 雇用奨励金事業

次の要件を全て満たすこと

	交 付 要 件	内 容
1	正規雇用の発生	補助金の交付決定日から起算して3年が経過した日が属する年度末までに、新たに34歳以下の者を6月以上継続して正規雇用しており、年度終了実績報告または補助金実績報告の3月31日時点で在籍していること。 ただし、事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、事業着手前と比較して純増していること。
2	給与支給総額の増加	新規雇用者等を除く給与支給総額が事業実施年度の翌年度までに4%以上増加することが見込まれること

3	ワークライフバランスの推進	高知県ワークライフバランス推進企業として「次世代育成」「年休」「女性活躍」の認証を受けていること (事業実施年度の翌年度までに認証を受ける見込みがあるものを含む)
---	---------------	--

6 外部人材活用支援事業

次の要件を全て満たすこと

	補 助 要 件	内 容
1	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであることと	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の経費規模、配分が適正であること ④法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
2	外部の専門人材のノウハウ等を効果的に活用することができる準備が整っていること	①専門人材の役割、活動内容、候補者が明確であること ②ノウハウ等の移転を受ける人材が明確であること
3	事業の飛躍的な成長を図る具体的な計画であること	①実現可能な売上等の目標を設定していること ②目標達成による効果が見込まれること
4	市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた取組であること又は市町村長の意見書に記載された取組であること	

7 地域産業課題解決支援事業

次の要件を全て満たすこと

	補 助 要 件	内 容
1	高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）からの指導を受け、それを生かした取組であること	補助事業の活用年度の前年度から起算して3年以内に高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）の指導を受けた取組であること
2	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであること	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の採算性、将来性（成長の可能性）があること ④事業の経費規模、配分が適正であること ⑤法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
3	投資にふさわしい効果を期待することができること	直接雇用、受益者効果、地域資源の活用等による周辺地域への経済波及効果が見込まれること

8 拠点加算

次の要件を全て満たすこと

	補 助 要 件
1	市町村が整備する販売拠点機能を有する道の駅や直販所等であって、レストラン又は加工のいずれかの機能（付加機能）を有する複合施設であること
2	事業実施期間内において、付加機能の売上額が3千万円以上を計画する事業であること
3	事業実施期間内において、直接雇用が2名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して2名以上）あること

10 事業採択申請又は交付申請の際の提出書類

1 ステップアップ事業（交付申請時）

	提出書類	注意事項等
1	補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）	・必ず作成してください。 ・実施計画書（要綱別記第1号様式の2）を含みます。
2	事業実施主体の概要（要領参考様式2）	・事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
3	資金計画表（要領参考様式4）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
4	事業実施主体の定款又は寄附行為	・法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、不要です。
5	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（要領参考様式12）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ・本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
6	税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（要領参考様式11）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
7	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
8	その他知事が必要と認める書類	

2 一般事業、特別承認事業、中山間地域雇用創出事業及び雇用奨励金事業（事業採択申請時）

	提出書類	注意事項等
1	事業採択申請書（要領別記第1号様式）	・必ず作成してください。 ・実施計画書（要領別記第1号様式の2）を含みます。
2	事業計画書（要領参考様式1）	・必ず作成してください。 ・事業の実施スケジュール等の資料を適宜作成して添付してください。

3	事業実施主体の概要（要領参考様式2）	・事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要が必要です。
4	事業実施主体の経営状況表（要領参考様式3）	同 上
5	資金計画表（要領参考様式4）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
6	経費積算明細書（要領参考様式5）	・必ず作成してください。 ・経費の見積書、購入する備品等のカタログ、設計書又は見積書、工事の図面等の写しを添付してください。
7	投資効果算定表（要領参考様式6）	・必ず作成してください。 ・特別承認事業の場合で、国等から算出方法が示されているときは、その算出方法によって算定してください。
8	収支計画（要領参考様式7）	・必ず作成してください。 ・中山間地域雇用創出事業又は雇用奨励金事業を申請する場合は従業員名簿（参考様式7-1）を必ず作成してください。
9	主要原材料の仕入計画（要領参考様式8）	・一般事業（企業等通常分）又は中山間地域雇用創出事業を申請する場合は、必ず作成してください。
10	事業の進捗状況表（要領参考様式9）	・過去に一般事業又は特別承認事業を活用した場合は、必ず作成してください。
11	ワークライフバランスの認証取得に向けた取組状況確認（要領参考様式10）	・中山間地域雇用創出事業又は雇用創出事業を申請する場合で、ワークライフバランスの認証取得済又は申請中の場合は資料の作成が不要ですが、認証書や申請書の写し等、認証取得済や申請中である事が分かる資料の提出が必要です。 ・認証を取得していない場合は作成が必要です。
12	事業実施主体の定款又は寄附行為	・法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、不要です。

13	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（要領参考様式12）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ・本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
14	税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（要領参考様式11）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
15	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
16	決算諸表（貸借対照表及び損益計算書）	・直近の1期分を提出してください。ただし、企業等は、直近の3期分を提出してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての決算諸表（直近1期分。ただし、企業等の場合は直近3期分）の提出が必要です。
17	その他知事が必要と認める資料	・施設整備を伴う場合は、整備の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本（全部事項証明書）の写し、建物登記簿謄本の写し（既存施設の改築等の場合）、貸借契約書等の写し（土地、建物等を貸借する場合）を提出してください。 ・特別承認事業を申請する場合は、国等の事業の交付決定又は内示若しくはこれに相当するものの写しを提出してください。

3 外部人材活用支援事業（交付申請時）

	提出書類	注意事項等
1	補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）	・必ず作成してください。 ・実施計画書（要綱別記第1号様式の3）を含みます。
2	事業実施主体の概要（要領参考様式3）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
3	資金計画表（要領参考様式5）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
4	事業実施主体の定款又は寄附行為	・法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。

5	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（要領参考様式12）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ・本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
6	税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（要領参考様式11）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
7	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
8	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の写し又は市町村長の意見書	

4 地域産業課題解決支援事業（交付申請時）

	提出書類	注意事項等
1	補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）	・必ず作成してください。 ・実施計画書（要綱別記第1号様式の5）を含みます。
2	事業実施主体の概要（要領参考様式3）	・事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての概要が必要です。
3	事業実施主体の経営状況表（要領参考様式4）	・事業実施主体が複数ある場合は、事業実施主体ごとに作成してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。ただし、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合は、その者についての経営状況表が必要です。
4	資金計画表（要領参考様式5）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、作成が不要です。
5	事業の進捗状況表（要領参考様式9）	・必ず作成が必要です。

6	事業実施主体の定款又は寄附行為	・法人格のない団体が事業実施主体となる場合は、団体の規約又は会則及び会員名簿を提出してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
7	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式12）及び本人確認書類の写しを提出することができる。	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 ・本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。
8	税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（要領参考様式11）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
9	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
10	決算諸表（貸借対照表及び損益計算書）	・直近の3期分を提出してください。 ・市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。
11	その他知事が必要と認める資料	・施設整備を伴う場合は、整備の概要が分かる資料のほか、位置図、平面図、土地登記簿謄本（全部事項証明書）の写し、建物登記簿謄本の写し（既存施設の改築等の場合）、貸借契約書等の写し（土地、建物等を貸借する場合）を提出してください。

- 1 要領参考様式1から10までの様式は、必要に応じて変更が可能です。
- 2 書類は、各1部を提出してください。
- 3 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書は、原本（発行後3月以内のもの）を提出してください。
- 4 マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。



申請書類の様式は、産業政策課のホームページで入手できますが、あらかじめ、産業振興推進地域本部にご相談ください

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120000/120801/>)。

■一般事業、特別承認事業、中山間地域雇用創出事業、雇用奨励金事業（事業採択時）の
提出書類一覧（実施主体別）

	提出書類（実施要領別表２）	市町村等	市町村等 （他者利用） ※４	地域団体 任意団体 公益的法人	企業等
1	市町村申請書（第１号様式）	○	○	○	○
2	実施計画書（第１号様式の２）	○	○	○	○
3	事業計画書（参考様式１）	○	○	○	○
4	事業実施主体の概要（参考様式２）		○	○	○
5	事業実施主体の経営状況表（参考様式３）		○	○	○
6	資金計画表（参考様式４）			○	○
7	経費積算明細書（参考様式５）	○	○	○	○
8	投資効果算定表（参考様式６）	○	○	○	○
9	収支計画（参考様式７）	○	○	○	○
10	従業員名簿（参考様式７－１）			△※１	△※１
11	主要原材料の仕入計画（参考様式８）				○
12	事業の進捗状況表（参考様式９）	△※２	△※２	△※２	△※２
13	ワークライフバランスの認証取得に向けた 取組状況確認（参考様式１０）			△※１	△※１
14	誓約書兼同意書（参考様式１１）			○	○
15	事業実施主体の定款又は規約		○	○	○
16	納税証明書 （県税完納情報の提供に係る同意書）			○	○
17	法人登記簿		○	○	○
18	決算諸表	○ （１期分）	○※３ （１期分）	○ （１期分）	○ （３期分）
19	工事、機械等の見積書	○	○	○	○
20	位置図、平面図	○	○	○	○
21	土地登記簿謄本の写し （改築の場合）建物登記簿謄本の写し （貸借の場合）貸借契約書の写し	○	○	○	○
22	（特別承認事業の場合） 国補助金の交付決定又は内示の写し	△	△	△	△

※１ 中山間地域雇用創出事業、雇用奨励金事業を活用する場合は、作成が必要です。

※２ 過去に一般事業又は特別承認事業を活用した場合は、作成が必要です。

※３ 施設を利用する者が企業等の場合は直近３期分

※４ 他者利用とは、市町村等がこの補助金を受けて整備する施設等を他の者が利用する場合をいう。（例：指定管理等）

1 1 補助事業の実施にあたっての注意事項

(1) 報告書類の提出

①一般事業等の提出書類（雇用奨励金事業を除く）

ア 報告書等の提出が必要となる場合及び提出期限

書類提出が必要となる項目	提出書類	提出期限	注意事項
工事又は設備・機械の設置(1件500万円を超える)を行うとき	工事等着工報告書 (第11号様式)	着工(着手)日から10日以内	工事の場合は500万円未満でも提出が必要です。
	工事等進捗状況報告書 (第12号様式)	実施年度の1月10日まで	
・当初予定していなかった機械、備品等を購入する場合 ・総事業費が当初計画を上回る場合 ・補助金額の20%を超えて減額する場合 ・完了(予定)年月日を延期する場合 (完了年月日＝市町村の検査完了日) ・事業の一部を中止する場合 ・補助対象事業区分間の配分額の20%を超える場合 ほか	変更申請書 (第4号様式)	すみやかに	・変更について県が承認した後に契約変更してください。 ・補助金額に増額がない場合でも総事業費が増額となる場合は提出が必要です。
事業が完了した場合	実績報告書 (第7号様式)	事業完了日から30日以内又は実施年度の3月31日のいずれか早い日まで	

イ 年度内に完了ができない場合の提出書類等

補助事業は年度内完了が原則です。

やむを得ない理由等により年度内に完了することが困難になった場合は以下の手続が必要です。

書類提出が必要となる項目	提出書類	提出期限	注意事項
補助事業が年度内に完了することが困難になった場合	補助事業遅延等報告書 (第2号様式)	すみやかに	
補助事業が年度内に完了することが困難であり、翌年度に繰り越す必要がある場合	繰越承認申請書 (第5号様式)	遅延等報告書で指示する日付まで	繰越について県が承認した後に契約変更してください。
補助事業が事業年度内に完了しない場合	年度終了実績報告書 (第8号様式)	実施年度の3月31日まで	

②雇用奨励金事業の提出書類

書類提出が必要となる項目	提出書類	提出期限	注意事項
各年度終了時点	雇用奨励金事業年度終了実績報告書 (第6号様式)	各年度の3月31日時点から30日以内	雇用実績が無い場合でも提出が必要です。
事業が完了した場合	実績報告書 (第7号様式)	事業完了年度の3月31日	

※事業計画が変更になる場合は、必ず事前に県の担当者へご相談ください。

(2) 契約手続

契約方法や契約書の作成等は、県の取扱いに準じて行うようにしてください。

- (例) ・30万円を超える備品を購入する場合は、競争見積(又は入札)によること
・100万円を超える委託や250万円を超える工事の場合は、契約書を作成すること
など

※詳しくは、41 ページ〈Q70〉をご参照ください。

(3) 経費の支出方法

支払方法は原則、銀行振込又は現金支払としてください。

クレジットカードによる支払いは、銀行振込による支払ができない等やむを得ない理由があり、かつ、補助対象期間中の引き落としが確認できる場合であって、支払の前に産業振興推進地域本部又は産業政策課に相談があったもののみ対象となります。

なお、クーポンや商品券、ポイント等、法定通貨以外のものを使用する取引については、補助対象外となります。

※詳しくは、42 ページ〈Q74〉をご参照ください。

(4) 証拠書類の保管

支出した経費については帳簿書類を作成し、証拠書類(契約書、請求書、領収書等)は必ず整備してください。実績報告書の提出時に証拠書類等が揃っていない場合、補助金の全部又は一部が支払われないことがあります。

また、帳簿書類及び証拠書類は、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管するようにしてください。

(5) 財産処分の制限

事業により取得等した施設財産、機械及び器具等(50万円以上のものに限る)は、取得財産等管理台帳を作成し、管理してください。

また、取得財産は、知事が認める場合を除いて、補助目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはいけません。

※これらの行為をしようとするときは、必ず事前に県の担当者へご相談ください。

※知事の承認なく、財産を処分した場合、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

※45 ページ〈Q88〉も併せてご参照ください。

(6) 事業成果のフォローアップ等

採択申請時(交付申請時)に提出した事業計画書に掲げる目標を達成するよう、事業成果を意識して事業を進めてください。

事業実施年度の翌年度から5年間、事業成果等を把握するため、フォローアップを行います。事業実施主体は、決算書の提出や聞き取り調査に協力してください。

※45 ページ〈Q87〉も併せてご参照ください。

12 実績報告

(1) 提出期限

補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日

雇用奨励金事業の場合は補助事業の完了年度の 3 月 31 日

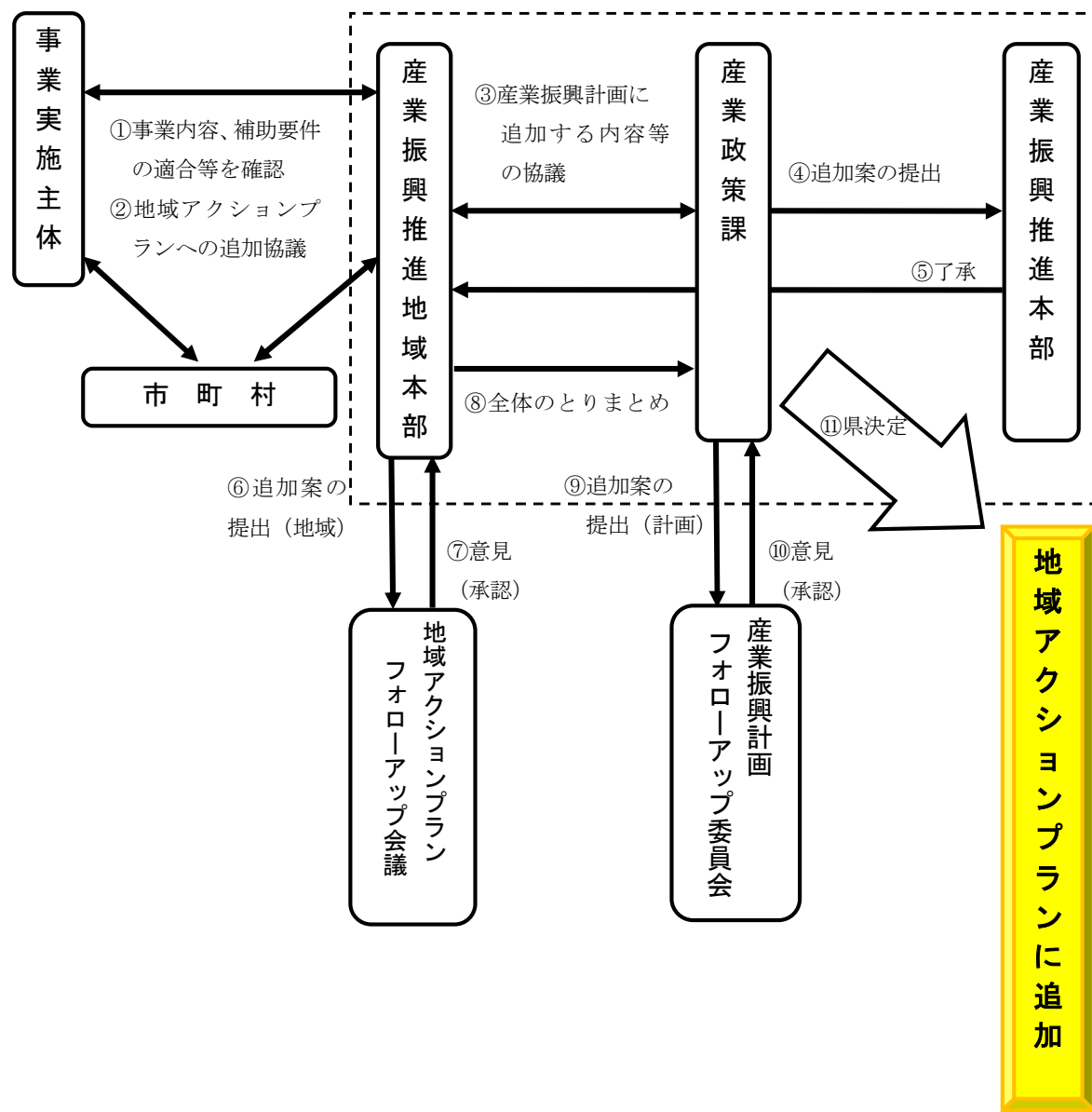
(2) 提出書類

提出書類等	備 考
実績報告書（要綱第 7 号様式）	
工事請負又は委託等の契約書（変更契約含む）の写し （補助事業分に限る。）	
工事請負又は委託等の完了検査調書の写し	・ 市町村等が実施主体の場合に提出してください。
工事出来高設計書	
完成写真 （施工前及び施工後が対比することができるもの。必要に応じて施工中の写真も添付すること。）	
平面図（建物の場合は、立面図を含む。）	
領収書の写し、会計伝票の写し又はこれに類する書類 （支払が完了していない場合にあっては、請求書の写し）	
取得財産等管理明細表（要綱第 13 号様式） （取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の取得財産等がある場合）	
工事完了届の写し、納品書の写し等事業が完了したことが分かる資料	・ 市町村等以外が実施主体の場合に提出してください。
市町村の補助金交付決定通知の写し	・ 市町村等以外が実施主体の場合（間接補助）に提出してください。
市町村の補助金検査調書の写し	
上記の他、実施した事業の内容が分かる資料	

13 産業振興計画（地域アクションプラン）への追加手続き

○地域アクションプランへの追加手続き（フロー）は次のとおりです。

○一般事業、特別承認事業及び中山間地域雇用創出事業は、地域アクションプランフォローアップ会議で承認された段階（下記⑦）で事業採択申請を行うことが可能です。



■補助事業の活用

Q1 この補助金を活用するためには、産業振興計画に位置付けられることが必要と聞いたが、どうすれば計画に追加できるのか。

最寄りの産業振興推進地域本部または産業政策課でご相談に応じますので、お気軽にお声がけください。やりたいことや考え方などを予め整理しておいていただきますと、具体的な相談に応じられます。

なお、補助金の活用は、市町村のコンセンサス（合意）を得ることを前提としていますので、地域アクションプランに位置付けられた取組若しくは位置付けられるよう地域アクションプランフォローアップ会議で承認された取組となります。

Q2 市町村によっては姿勢に温度差があり、やりたいことがあっても前に進まない。補助金申請に市町村のコンセンサス（合意）はどうしても必要か。

この補助金は、地域アクションプラン等産業振興計画に基づく取組を支援することを目的としていますので、市町村のコンセンサスを必要としています。また、原則として、市町村が補助する事業に対して県が補助することとしていますので、市町村議会での予算措置が必要となります。

Q3 この補助金の目的に、生産段階から販売段階までの取組を総合的に支援するとあるが、過去に別の補助金を活用して商品化したものであっても、この補助金で販路拡大や設備投資の支援を受けることができないか。

産業振興に資する事業として地域アクションプランに位置付けられる事業であれば、過去に別の補助金を活用したものであっても、販路拡大や設備投資などにこの補助金を活用することが可能です。

Q4 老朽化した施設や設備を更新したいが、この補助金を活用することができないか。

単に同じ機能を持つ施設や設備を整備する場合は、この補助金の対象とはなりません。何らかの機能向上や産業振興に資することが必要です。

Q5 自らで製造する商品を自らで販売するために、新たに店舗を県外に出店したいが、この補助金を活用することができないか。

県外・海外に事業展開する場合については、県の地産外商戦略として産業振興計画に明確に位置付けられた取組は、補助金の対象となります。詳細については、個別に相談ください。

Q6 2年目以降も継続して、この補助金を活用することができないか。

同じ事業実施主体が、複数年度にわたって事業を実施することは可能ですが、その場合は原則として、初年度に複数年度に跨る全体スキームの考え方をお聞きし審査することになります。

なお、採択を受けた事業の補助金の交付決定は単年度ごとに判断されますので、事業が着実に進展していることがポイントの一つになります。

Q7 この補助金の1事業の限度額は5,000万円と聞いたが、同じ事業実施主体が新たな事業を実施する場合等には、さらに追加で活用することができるのか。

原則として、この補助金の限度額は、1事業（1事業実施主体）につき5,000万円ですが、それまでの事業と比べて、販売・外商戦略や販路拡大の手法等に明確な違いがあり新たな事業展開が明らかに認められ、これまでの事業による雇用効果や受益者効果に加えて、さらにこれらの効果が発生することが見込まれる場合は、5,000万円を超えて補助することができます。

なお、これらに関しては、個別の事業ごとに具体的に判断する必要がありますので、あらかじめご相談ください。

Q8 既に生産している商品の生産規模を拡大したいが、この補助金を活用することができないか。

ご活用いただけます。ただし、企業等の場合は、主要原材料等の県内産割合などの要件を満たすことが必要な場合がありますので、あらかじめご相談ください。

Q9 国や県の制度融資を受ける予定であるが、併せて、この補助金を受けることができないか。

制度融資を受けることによる、この補助金の交付の制限はありません。

また、この補助金を受ける場合であっても、事業経費の一部に制度融資を活用することは可能と思われますので、詳しくは、融資の担当窓口にお問い合わせください。

Q10 この補助金では、国等の事業への継ぎ足し補助を受けられるようになっているが、国等の事業では、他の補助金を受ける場合には補助が受けられないものがある。その場合、どうなるのか。

この補助金との併用が可能か否かについては、国等の事業において判断されることになります。

Q11 ステップアップ事業（通常分）は、一般事業や特別承認事業等と何が違うのか。

一般事業や特別承認事業は、地域アクションプランに位置付けられた取組であることを要件としているため、市町村のコンセンサスを得て、地域アクションプランに位置付けること自体、敷居が高いという声や、地域の思いやアイデアを具体化するための初期段階へのサポートを求める声が寄せられていました。

こうしたことから、アイデアの具体化や芽出し段階の取組に対しても、この補助金をご利用いただけるよう、平成22年度に補助金の事業メニューにステップアップ事業を追加しました。

地域アクションプランに位置付け前の取組であっても、産業振興推進地域本部が、将来的に産業振興計画への追加が見込まれる取組として認めたものは補助の対象となります。

なお、市町村での予算措置がなされなくても、市町村を通さずに、県から直接補助を受けることができる場合があります。

また、ハード整備実施後の事業が軌道に乗るまでの間にある取組（新商品開発・改良等）や、従業員の人材育成（専門機関研修のほか、知事が適当と認める研修）も対象となります。

※補助限度額の範囲内であれば、複数回に分けての利用が可能です。

※事業実施主体が企業等の場合であっても、他の事業者との連携は事業の要件としていません。

Q12 事業が構想段階であり、具体的な事業計画を立てて進めていくために、市場調査を行いたい、この補助金を活用することができないか。

事業の構想段階のものは、主としてステップアップ事業をご利用いただくことになります。

ステップアップ事業の採択にあたっては、事業の将来性や地域の産業振興への貢献などを評価するため、事業の目的や進め方、中期的な目標などについて説明を求めることになります。

Q13 中山間地域雇用創出事業とはどういった事業なのか。

中山間地域雇用創出事業は、若年人口の減少が特に著しい中山間地域において、成長のポテンシャルはあるものの、さらなる事業拡大（設備投資）に踏み出せていない事業者を後押しし、中山間地域に若者に選ばれる魅力ある雇用を創出するための事業です。

中山間地域において、既に一般事業や特別承認事業を活用した事業実施主体が、既存事業の規模拡大（第二工場建設、製造ラインの増設等）に取り組む場合が対象となります。

Q14 過去に一般事業で限度額（5,000万円）まで活用していない事業実施主体が、同一事業の規模拡大のため、設備投資を行おうとする場合に、一般事業と中山間地域雇用創出事業を併用して活用することができるのか。

同一事業に対して、複数の補助事業を併用することはできません。このため、どちらの事業を活用するか選択して申請していただくことになりますので、あらかじめご相談ください。

Q15 過去に一般事業で限度額の5,000万円まで活用していない事業者が、同一事業の規模拡大のため、中山間地域雇用創出事業を活用した後、さらなる設備投資を行うために、限度額を上限として再度、一般事業を活用することはできるのか。

（例）一般事業3,000万円活用 → 中山間地域雇用創出事業活用 → 一般事業の残額2,000万円活用

中山間地域雇用創出事業は、一般事業等の活用により、事業が軌道に乗り始めた事業者のさらなる成長を後押しするものです。このため、中山間地域雇用創出事業を活用した事業については、仮に一般事業を限度額まで活用していない場合でも、再度一般事業を活用することはできません。

なお、新たな事業展開が認められる場合は、一般事業を活用することが可能な場合もありますので、あらかじめご相談ください（Q7参照）。

Q16 雇用奨励金事業とはどういった事業なのか。

雇用奨励金事業は、中山間地域において、若者が働きやすい環境整備を進め、若者の定着を図ることを目的とするもので、産振補助金（一般事業、特別承認事業、中山間地域雇用創出事業）を活用して設備投資を行った事業実施主体が、補助金交付決定日から起算して3年を経過した日が属する年度末までに、新たに34歳以下の者を6月以上継続して正規雇用した場合に、1人あたり100万円（定額）を交付します。

ただし、事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、事業着手前と各年度の3月31日時点（基準日）と比較して純増となる必要があります。

Q17 雇用奨励金の使途は定められているのか。

雇用奨励金は、その使途を限定していません。

例えば、都市部で働いている若者（U・Iターン人材）を雇用した際の赴任旅費や一定期間の家賃補助、会社見学や面接等で必要となった旅費等への助成、若者にニーズの高いリモートワーク環境の強化、育成が必要な若者が応募してきた場合の育成費への活用等、若年層の雇用創出に向けた事業実施主体の創意工夫に基づく取り組みに活用することが可能です。

Q18 地域アクションプランから自立した事業は、この補助金を活用することはできないのか。

地域アクションプランから自立した事業であっても、新たな事業展開が見込める事業については、再度、地域アクションプランに位置付けし、補助金を活用することは可能です。

また、既存事業の規模拡大であっても要件を満たせば、中山間地域雇用創出事業を活用することが可能です。

なお、補助金の活用には、地域アクションプランに位置付けることが必要となりますので、あらかじめ産業振興推進地域本部にご相談ください。

■事業採択申請の手続き等

Q19 企業等が実施する事業は、市町村等の間接補助が要件とされているが、事業採択申請を行う際には、市町村において予算化されている必要があるのか。

市町村等において予算化する意志が確認できれば、事業採択申請の前に、必ずしも予算化されている必要はありません。

なお、ステップアップ事業及び外部人材活用支援事業では、県から直接、補助を受けることができる場合があります。詳しくは、38 ページ〈Q54〉をご確認ください。

Q20 企業等が事業を実施する場合は、市町村等の間接補助が要件となっているが、会社の所在地と事業の実施場所が違う場合は、いずれの市町村で補助してもらうことが適当か。

市町村の理解が得られるのであれば、どちらの市町村であっても可能ですが、まず、補助を受けようとする市町村の取組として地域アクションプランに位置付けられていることが必要です。

更に、活用する地域資源や受益者、雇用者などの効果がどちらに発生するのかなどから判断することとなります。

なお、ステップアップ事業及び外部人材活用支援事業では、県から直接、補助を受けることができる場合があります。詳しくは、38 ページ〈Q54〉をご確認ください。

Q21 複数の地域アクションプランの内容を1つの補助事業として申請することが可能か。また、1つの地域アクションプランの内容を複数の補助事業に分けて申請することが可能か。

事業によっては、1つにまとめる、又は複数に分けることが効果的な場合もありますので、あらかじめ産業振興推進地域本部にご相談ください。

Q22 特別承認事業として継ぎ足し補助の審査を受けるためには、先に国等の事業の決定が必要か。

必要です。特別承認事業については、国等の事業への継ぎ足し補助を行うものですので、原則として、内示等事業採択があってから、この補助金への事業採択申請を行っていただくこととなります。ただし、申請から審査会までに1か月程度の期間が必要となりますので、その期間内に国等の事業採択の見通しがあり、当該事業の実施期間の確保が困難な場合には、事前に事業採択申請をすることは可能です。

Q23 昨年度に事業採択を受けて事業を実施したが、2年目も、事業採択申請が必要か。

前年度に計画が認められた事業は、当初の計画に変更がなければ、翌年度以降の採択申請は不要です。

Q24 事業採択を受けて事業を実施しているが、翌年度に予定している事業を1年前倒して事業を実施したい場合、追加で事業採択申請をすることができないか。

必要な場合は、追加で事業採択申請を行うことも可能です。ただし、その場合は、先に実施した事業の進捗状況や効果等を確認させていただきます。

Q25 事業の採択となったが、補助率は1/2で決定されたため、2/3の補助が受けられるよう、再申請することができないか。

事業の採択が決定された場合は再申請を行うことはできません。

Q26 年度の途中で事業採択申請を行う場合、事業の実施期間が短くなるので、年度を超えて事業採択ができないか。

この補助金は、原則として、単年度で完了する事業に対して補助するものですので、年度を超えて事業採択することはできません。

■事業の要件・評価

Q27 事業の採算性の確保が難しい事業は、採択とならないか。

一般事業、特別承認事業及び中山間地域雇用創出事業の採択の可否については、財務、経営、流通・販売、法律などの専門的知識を有する者で構成する補助金審査会の意見を踏まえて決定しています。

事業の継続性の観点から、採算が見込めない事業は補助要件を満たさないため、採択は難しいといわざるを得ません。

Q28 一般事業や特別承認事業、中山間地域雇用創出事業の要件に、「受益者が5名以上で、その受益が3年以上安定的に継続することが見込まれていること」とあるが、この受益者には、事業の当事者や事業の実施によって雇用する者を含んでよいのか。

受益者の要件は、地域への経済波及効果を見るものですので、事業を実施する当事者は含まれません。また、雇用する者は、雇用効果で評価しますので、受益者には含まれません。

Q29 一般事業や特別承認事業、中山間地域雇用創出事業の現状打開要件の1つである「事業を拡大し、新商品開発又は新規顧客層への展開を図る取組」は、どのような取組が該当するのか。

生産能力を拡大するとともに、新商品開発や新規顧客層への販売等の新たな事業展開を図る取組が該当すると考えられます。具体的には、補助金審査会の意見を踏まえて判断されることになります。

Q30 一般事業や特別承認事業、中山間地域雇用創出事業の現状打開要件の1つである「新たなビジネス手法の導入や仕組みづくりに向けた取組」については、どのような取組が該当するのか。

地産外商に向けた取組や中山間地域の新たなビジネスモデルとなる取組、農商工連携による取組などが該当すると考えられます。具体的には、補助金審査会の意見を踏まえて判断されることになります。

Q31 一般事業や特別承認事業、中山間地域雇用創出事業の現状打開要件の1つである「新分野・新事業への進出に向けた取組」については、商品のアイテムを増やす程度であっても認められるのか。

当該事業分野において先駆的な取組でなくても、今後需要が見込まれる健康福祉サービスや新エネルギー分野などへの進出をはじめ、建設業の新分野進出などの取組が該当すると考えられます。

単に商品のアイテムを増やすだけの取組は、これには該当しません。

Q32 補助事業で施設整備を計画する土地に抵当権が設定されているが、そのままで良いのか。

施設整備を計画する土地に抵当権が設定されている場合、その抵当権が実行されると、補助事業が継続できないおそれがあります。

当該土地が自己所有である場合、又は借地である場合のいずれにおいても、補助金の申請に当たっては、抵当権を抹消するなど、補助事業が将来に渡り継続的に実施できることの確認が必要となります。

Q33 中山間地域雇用創出事業や雇用奨励金事業の対象となる地域として地域振興5法のほかに、「これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域」とあるが、どのような地域か。

例えば、事業を実施する地域の大字単位の人口減少率や、当該市町村の財政力指数などから、地域振興5法の地域と同等に不利な条件であるかどうかを確認します。

なお、個別の案件ごとに判断する必要がありますので、あらかじめご相談ください。

Q34 中山間地域雇用創出事業について、現在の事業所は中山間地域等に所在しているが、第2工場の建設場所が中山間地域等ではない場合は活用できないのか。

中山間地域雇用創出事業は、中山間地域等に雇用を創出することを目的とした事業であるため、建設場所が中山間地域等に該当しない場合は、補助の対象とはなりません。

Q35 中山間地域雇用創出事業では、経常利益が赤字の場合は対象外とあるが、一時的な場合（災害など特別な理由）があったとしても対象外となるのか。

直近の決算における経常利益が赤字となっている場合は、仮に一時的な事情によるものでも中山間地域雇用創出事業の対象とはなりません。

翌年度以降の決算において、経常利益の黒字化が確認できましたら、申請することが可能です。

Q36 中山間地域雇用創出事業の補助要件である正規雇用については、非正規から正規への転換も対象となるか。

非正規雇用から正規雇用への転換も対象となりますが、事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、事業着手前と各年度の3月31日時点（基準日）と比較して純増となることが必要です。

例) ○ 正規転換＋新規に非正規職員を雇用

実施前 従業員数 20 人（正規：10 人、非正規：10 人）→ 実施後 従業員数 21 人（正規：11 人、非正規：10 人）

× 正規雇用への転換のみ実施

実施前 従業員数 20 人（正規：10 人、非正規：10 人）→ 実施後 従業員数 20 人（正規：11 人、非正規：9 人）

× 従業員数は増加するも正規職員は減少

実施前 従業員数 20 人（正規：10 人、非正規：10 人）→ 実施後 従業員数 21 人（正規：9 人、非正規 12 人）

Q37 過去に一般事業等を活用した際の事業計画書に掲げた雇用者数の目標を達成できていないが、中山間地域雇用創出事業を申請することはできるのか。

中山間地域雇用創出事業では、一般事業を活用した際に掲げた売上高の目標達成と、経常利益の黒字状態を要件としています。長引く人手不足を考慮し、必ずしも雇用者数の目標を達成していなくても差し支えありません。

なお、雇用奨励金事業を併せて活用する場合は、36 ページ〈Q44〉をご確認ください。

Q38 中山間地域雇用創出事業と雇用奨励金事業の要件である、給与支給総額の増加を 4.0%とした理由は。

他の県補助金や、直近 5 年間の県内の最低賃金の伸び率 (3.8%/年) などを参考に、令和 7 年度においては、給与支給総額の増加を 4.0%に設定しています。

なお、要件とする増加率に関しては、県内の賃金状況や国の動向なども確認しながら、毎年度、検討して設定することとしています。

Q39 中山間地域雇用創出事業と雇用奨励金事業の要件としている「給与支給総額の増加」について、給与支給総額の内訳は何か。

給与支給総額は、全従業員（非正規雇用も含む）及び役員に支払った給料、賃金、賞与及び役員報酬の合計額をいい、福利厚生費、法定福利費や退職金は除きます。

Q40 中山間地域雇用創出事業と雇用奨励金事業の要件としている「給与支給総額の増加」は、どのように比較・確認するのか。

給与支給総額の増加については、事業採択申請時に提出していただく参考様式 7-1 により、事業実施年度の給与支給総額（見込み）と、翌年度の給与支給総額（見込み）を比較して、4.0%以上の賃上げが行われていることを確認します。

また、比較の対象となる従業員等は、同一の雇用形態の同一の従業員等とし、雇用形態の変更（定年後の再雇用や非正規から正規への転換など）や雇用期間 12 か月未満などの従業員等は、比較の対象から除きます。

Q41 中山間地域雇用創出事業と雇用奨励金事業の要件である、WLB 推進企業を「次世代育成」「年休」「女性活躍」の 3 部門に絞る認証を要件としているのはなぜか。

中山間地域に若者に選ばれる事業者を創出するためには、仕事とそれ以外の生活との調和を図り、働きやすい職場環境を整備していくことが重要です。

このため、特に若者にとって働きやすい職場環境として重要な「次世代育成」「年休」「女性活躍」の 3 部門の認証を要件としています。

また、事業計画期間中に「男性育休推進」「介護支援」「健康経営」の 3 部門の認証を受けることを目指していただく必要があります。

Q42 中山間地域雇用創出事業と雇用奨励金事業の要件である、WLB の認証については、事業採択の申請前までに認証を受けておく必要があるのか。

WLB の認証については、事業実施年度の翌年度までに認証を受ける見込みがあるものも対象としています。この場合において、参考様式 10 により見込みの有無を判断する際には、就業規則の整備状況や認証取得に向けた取組の内容などを確認させていただきます。

Q43 雇用奨励金の対象となる従業員の年齢は、いつの時点で判断するのか。

雇用奨励金事業は、補助金交付決定後に発生した雇用を対象としており、従業員の年齢は、雇用契約を締結した時点の年齢で判断します。

また、年度終了実績報告の3月31日時点で在籍していることや、事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、事業着手前と各年度の3月31日時点（基準日）と比較して純増していることが必要です。

例) ○ 雇用契約締結時に34歳であって6月継続して雇用している間に35歳となった場合

- × 補助金交付決定前に雇用契約を締結
- × 雇用契約締結時に35歳以上
- × 3月31日の時点で非正規雇用3月＋正規雇用3月（ただし翌年度の3月31日時点で非正規3月＋正規15月が確認できれば○）
- × 正規雇用で6月以上継続して雇用していたが、年度終了実績報告の9/30時点では退職している場合

Q44 過去に一般事業を活用した際の補助要件である直接雇用1名以上の雇用ができていない状況で、中山間地域雇用創出事業を活用する場合は、雇用奨励金事業の対象となるのか。

一般事業は、直接雇用（常勤換算）1名以上を補助の要件としています。

そのため、過去に一般事業を活用した事業について、直接雇用（常勤換算）1名以上の補助要件を中山間地域雇用創出事業の採択申請時点で満たしていない状況で、当該事業を活用する場合には、新たに正規雇用する1名分を雇用奨励金事業の交付対象から除外します。

また、直接雇用（常勤換算）1名以上を要件として採択された特別承認事業を活用した事業においても、同様の取扱いとなります。

例) 雇用奨励金事業の対象者

- 過去の一般事業による直接雇用実績（常勤換算）0名 → 中山間地域雇用創出事業による正規雇用実績2名
⇒ 1名が対象（雇用奨励金事業の要件を満たす場合）
- × 過去の一般事業による直接雇用実績（常勤換算）0名 → 中山間地域雇用創出事業による正規雇用実績1名
- × 過去の一般事業による直接雇用実績（常勤換算）0.5名 → 中山間地域雇用創出事業による正規雇用実績1名

Q45 当初の事業計画以上に34歳以下の者を6月継続して雇用した場合は、雇用奨励金の追加交付を受けられるのか。

雇用奨励金事業については、事業採択した事業計画書の人数を上限としますので、当初の事業計画以上に雇用した人については、交付の対象となりません。

Q46 当初の計画以上に34歳以下の者を雇用したいので、事業採択された事業計画書を変更することはできるのか。

補助事業の採択は、事業の収支計画などの審査を行った審査会の意見を踏まえて決定しています。雇用者数の計画を変更すると、事業の収支計画にも影響し、採択の可否の判断が変わってくる可能性があるため、採択の決定後は変更を認めていません。

Q47 交付申請時点から補助金交付決定までの間に従業員数や雇用形態等に変更があった場合はどうすればよいか。

雇用奨励金事業については、補助金の交付決定日から起算して3年が経過した日が属する年度末までに、新たに34歳以下の者を6月以上継続して正規雇用していることを要件としています。

交付申請時点から交付決定までの間に新規雇用や退職、雇用形態の変更等があった場合は、補助金交付要綱「第1号様式の5」の雇用者名簿を改めて提出してください。

■事業実施主体の要件

Q48 これから創業を予定しているが申請者となれるのか。

事業採択申請時には、事業の実施主体として責任を負える体制が整っている必要があります。
また、申請に先立って市町村のコンセンサスを得ている必要があります。

Q49 県内に事業所を置いていないが、事業実施主体となることができるか。

県内に事業所があることが基本ですが、県内に拠点を置いて事業を展開することが明らかな場合については、補助金の対象となる可能性があります。
また、申請に先立って市町村のコンセンサスを得ている必要があります。

Q50 「公益的な法人」とは、どのような法人か。

「公益的な法人」として取り扱うかどうかは、次のようなことから判断します。

- 1 法人の活動内容
 - ・その法人の主な活動内容が、公益法人認定法に掲げる公益目的事業に準じていること
 - ・剰余金等の分配がないこと
- 2 補助事業の内容等
 - ・地域資源を活用し、地域振興に資する取組であること
 - ・市町村等の支援を受けた取組であるなど、コンセンサスが得られていること

■補助率の適用等

Q51 公共的団体からの出資が50%に満たない「第三セクター」の補助率はどうなるのか。

公共的団体からの出資又は出えんが50%に満たない第三セクターは、補助金上では、企業等として見なしますので、一般事業（企業等通常分）の補助率は1/2以内となります。

Q52 特別承認事業の補助率には、市町村からの継ぎ足し補助分が含まれるのか。

市町村が任意に補助を行うものは、この補助金の補助率にカウントされませんが、市町村の負担が義務となっている国等の事業については、市町村からの補助率が、この補助金における補助率にカウントされることになります。（例えば、国 1/2 と市町村の義務補助 1/6 であれば、すでに 2/3 の補助がありますので、この補助金での嵩上げはできません。）

継ぎ足し補助 ができる パターン	国等の補助金 1/2	産振補助金 1/6	事業実施主体の負担 1/3	
	国等の補助金 1/3	産振補助金 1/3	事業実施主体の負担 1/3	
	国等の補助金 1/2	産振補助金 1/6	市町村補助金（任意） 1/6	事業実施主体の負担 1/6
継ぎ足し補助 ができない パターン	国等の補助金 2/3		事業実施主体の負担 1/3	
	国等の補助金 1/2	市町村補助金（義務） 1/6	事業実施主体の負担 1/3	

※企業等のハード事業は、補助率が1/2以内となりますので、国等の補助率が1/2以上ある場合には、継ぎ足し補助ができません。

Q53 複数の中小企業者が連携する場合は、グループ等の任意団体として、2/3の補助を受けることが可能か。

複数の中小企業者が連携して事業を行う場合は、原則として、中小企業者として見なすことになります。このため、ハード事業を行う場合の補助率は1/2以内となります。

複数の個人事業者が連携する場合についても、中小企業者と同じ取扱となります。ただし、3者以上で構成する場合は、事業形態、事業規模、経営実態、施設や設備の共同利用等利用形態等から「任意団体」として区分することがあり、その場合の補助率は2/3以内となります。

Q54 ステップアップ事業及び外部人材活用支援事業については、市町村を通さずに直接、補助を受けることができるか、どのような場合に、直接補助が受けられるのか。

この補助金は、市町村等の間接補助を原則としていますが、ステップアップ事業については初期段階の取組を柔軟に支援するという趣旨から、また、外部人材活用支援事業については既存事業における喫緊の課題を解決し飛躍的な取り組みをスピード感を持って実施するという趣旨から、市町村の予算化を待たずに直ちに事業実施する必要がある等と県が判断した場合は、県から、直接、事業実施主体に補助することが可能です。

■補助対象経費

Q55 事業実施主体が支出する経費のうち、どのような経費が補助金の対象とならないのか。

補助の対象とならない経費は9ページに記載しているとおりですが、例えば、次のような経費は「補助することが適当と認められない経費」に該当します。

詳しくは、産業振興推進地域本部又は産業政策課にお問い合わせください。

- ・食糧費
- ・常時取引のある取引先への営業旅費
- ・イベントや店頭等における一般消費者に対する既存商品の販売促進など、従前と事業内容の変わらない販促活動
- ・使用量が明確でない燃料費
- ・行政手続きに係る手数料や給水負担金など、公課費に準ずる経費
- ・市町村等以外の者が補助事業者となる場合、その者が支出する補助金 など

Q56 工場を新設するにあたって、商品を搬出するための進入路を拡幅する必要があるが、その工事費は補助の対象となるか。

必要性や工事の規模等によって判断することになりますので、あらかじめご相談ください。

Q57 販売する商品を生産するための原材料費や人件費は補助の対象となるか。

販売する商品の生産に要する直接的な経費については、補助の対象とはなりませんが、開発段階にある商品の試作品の生産に要する原材料費や臨時的に雇い入れる者の賃金は、補助の対象になります。

また、既に製造・販売している商品の試供品（サンプル）や試食品の生産に要する直接的な経費については、補助の対象とはなりませんが、開発中の商品の改良や市場調査等を目的に配布、試食等させる場合は、補助の対象とできる場合があります。

Q58 新しい設備等を整備するにあたって、古いものを撤去・処分する必要があるが、その費用は補助の対象となるか。

補助金では、既設のものを撤去、処分する費用は補助の対象となりません。ただし、建物等の改修に伴って発生する撤去（解体・取り外し）に要する経費は、補助の対象になります。

改修の場合でも、処分費用（処分場までの運搬含む）は補助の対象となりません。

Q59 商品化するにあたって、他者が所有する特許等を買収したり、利用したりする経費は補助の対象となるか。

自らが特許等を取得するために要する経費は補助の対象となりますが、特許等の購入費用及び利用料は補助の対象とはなりません。

Q60 古い施設を修繕して加工場として使用したいが、その経費は補助の対象となるか。

既存施設の単なる維持補修は対象となりませんが、使われていない施設を加工場として転用して使用するために施設を改修する場合などは、その経費を補助の対象とすることができます。

Q61 ステップアップ事業では、製造機器は補助の対象となるか。

ステップアップ事業は、主に、ソフト事業を支援するものですが、新たな事業活動や事業展開を図るために必要となる備品等については、1件の取得価格が50万円を超えないものであって、かつ、機器等に対する補助額が、全体の補助額の1/2を超えない場合に、補助の対象となります。（通常分のみ。トライアル分の場合は、ソフト事業のみが対象）

※例（いずれも県の補助対象となる経費の場合）

- ・100万円の製造機器+100万円の販促の経費 ⇒ ×
[製造機器の取得価格が1件50万円を超えるため]
- ・50万円の製造機器+40万円の販売促進の経費 ⇒ ×
[機器に対する補助額(25万円)が全体の補助額(45万円)の1/2を超えるため]
- ・50万円と30万円の製造機器+100万円の販売促進の経費 ⇒ ○
[機器に対する補助額(40万円)が全体の補助額(90万円)の1/2を超えないため]
- ・50万円の製造機器+50万円の販売促進の経費 ⇒ ○
[機器に対する補助額(25万円)が全体の補助額(50万円)の1/2を超えないため]

Q62 他の県事業をあわせて活用する場合の県への負担金は補助の対象となるか。

県事業に対する負担金を支払う場合は、当該事業で既に費用の減免が行われていることもあり、県への負担金相当分は補助対象外経費となります。

例：展示会への出展にあたり高知県産外商公社などへ支払う負担金で、展示会の正規料金から減免された金額である場合

なお、市町村等に対する負担金は補助の対象となります。

Q63 事務用品は補助対象となるか。

施設整備を行う場合における、事務スペース、備品、事務用品（パソコン、机等）については、そこで行う事務について個別に判断し、補助事業を遂行するために必要と認められれば補助の対象となります。

Q64 残土の処理に係る費用は補助対象となるか。

施設整備にあたって発生する残土をはじめとする処分物（産業廃棄物）の処理（処分場までの運搬含む）に係る費用は、原則補助の対象となりません。ただし、発生土を同じ敷地内で活用するために敷きならす場合等に要する費用は補助の対象となります。

Q65 宿泊時の食事代は補助対象となるか。

販路開拓に必要な旅費、外部の専門人材の活用に必要な旅費等は補助対象となりますが、食糧費は「補助することが適当と認められない経費」に該当しますので、宿泊時の食事代は補助対象外経費となります。

宿泊の手配をするときは、原則素泊まりとしてください。

■交付申請手続き等

Q66 事業の採択通知があれば、交付決定前であっても事業に着手してもかまわないか。その場合、交付決定前に支出された経費であっても補助金の対象となるのか。

事業着手は交付決定日以降となります。したがって、交付決定日までに着手（※）した事業を補助対象とすることは、原則として、認められていません。

しかしながら、一般事業、特別承認事業及び中山間地域雇用創出事業については、事業採択の後、交付決定までに時間を要することにより、実施時期の遅延により事業効果が損なわれる、すなわち事業実施の適期を失する等の正当な理由がある場合には、指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認めることがあります。この場合、事業採択を受けた事業の範囲が対象となります。

交付決定時に、指令前着手が補助目的に合致していることを確認し、補助対象経費等の内容が適当と認められた場合には、指令前着手届が受理された日からの経費が補助金の対象となります。

なお、指令前着手にあたっては、次のことが条件となりますので、予めご了承ください。

- ①補助金の交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- ②着手から補助金の交付決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと
- ③補助金の交付決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付予定額に達しない場合においても異議がないこと

※事業の着手には、委託等の契約の締結や発注行為も含まれます。

※入札を行う場合は、入札日が着手日となります。

Q67 交付申請の際、消費税等仕入控除税額を減額して交付申請を行うこととされているが、どのような意味か。

消費税及び地方消費税の税務署への納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（仕入税額を控除して）計算します。

この控除により、補助対象経費に含まれる消費税相当額を結果として補助事業者が負担しない場合があるため、あらかじめ仕入控除税額を減額して交付申請することとしています。

ただし、実績報告の段階で仕入控除税額が明らかになる場合には実績報告でこれを減額して報告して頂くこととし、実績報告の時点においても確定しない場合は、消費税額を含む額により補助金の額の確定を行います。仕入控除税額が確定した段階で、この補助金相当額を返還して頂くことになります。

消費税等仕入控除税額について、不明な点がある場合は、お近くの税務署にご相談ください。

Q68 事業採択を受けた事業について、交付申請の際に経費の配分を変更又は事業費を増額しても良いのか。

審査会では、経費配分や資金計画等を含めて審査しますので、事業採択申請時には、事業費が十分に精査されている必要があります。このため、交付申請の際に、経費の配分が変更又は事業費が増額されることは、原則として認められません。

やむを得ない理由がある場合は、変更等を認める場合がありますが、事業内容を大幅に変更するような場合は、審査会での再審査等が必要となることがあります。

Q69 雇用奨励金事業の申請手続きはどのようにすればよいか。

雇用奨励金事業の申請手続きは、一般事業等と事業実施期間や実績報告書の提出時期等が異なるため、一般事業等の交付申請書とは別に雇用奨励金事業としての交付申請書の提出が必要です。

ただし、事業採択申請の手続きについては、雇用奨励金事業は一般事業等と合わせて審査を受けることになりますので、1つの事業採択申請書により申請してください。

■補助事業の執行等

Q70 補助事業の執行に際して準じることとされている「県が行う契約手続の取扱い」とはどのようなものか。

補助金の適正かつ効率的な執行を図るため、契約の方法（一般競争契約、指名競争契約、随意契約の別）について、県の契約手続の取扱いに準ずるよう規定しているものです。契約の内容と予定価格の額により、契約の方法が決められています（主な内容は次のとおりです）。

詳しくは、産業振興推進地域本部又は産業政策課にお問い合わせください。

○備品購入の場合

	30 万円以下	30 万円超～ 50 万円以下	50 万円超～ 160 万円以下	160 万円超
見積・入札	単独見積可	競争見積	競争見積	一般又は指名競争入札 随意契約※
契約書	省略可	省略可	請 書	契約書を作成

※ 随意契約とする場合は、Q70 に記載するような理由が必要です。

○委託の場合

	30 万円以下	30 万円超～ 50 万円以下	50 万円超～ 100 万円以下	100 万円超
見積・入札	単独見積可	競争見積	競争見積	一般又は指名競争入札 随意契約※
契約書	省略可	省略可	請 書	契約書を作成

※ 随意契約とする場合は、Q70 に記載するような理由が必要です。

○工事請負の場合

	30 万円以下	30 万円超～ 50 万円以下	50 万円超～ 250 万円以下	250 万円超
見積・入札	単独見積可	競争見積	競争見積	一般又は指名競争入札 随意契約※
契約書	省略可	省略可	請 書	契約書を作成

※ 随意契約とする場合は、Q70 に記載するような理由が必要です。

なお、「県に準じた取扱い」とは上記にあるような契約種別を実行していただくことであり、細かい入札等の手順まで県と全く同様に行う必要はありません。

Q71 すべての経費について「県が行う契約手続の取扱い」に準じた取扱いをしなければならないのか。

対象となる経費は、備品購入費、印刷製本費、工事請負費、委託費、使用料などです。

例えば、臨時的に雇用する職員の賃金や、講師に対する報償費、旅費等については、事業実施主体等の定めるところに従って支出して構いません。

ご不明な点は、産業振興推進地域本部又は産業政策課にお問い合わせください。

Q72 「県が行う契約手続の取扱い」について、競争入札せずに随意契約とする際に必要な理由とはどのようなものか。

競争入札せずに随意契約とする際の理由は次のとおりです。

- ・ 特殊な技術を要する設備等で製造するメーカーが1社しかない
- ・ 障害者施設等で製作される物品を購入する
- ・ プロポーザル方式により業務委託する
- ・ ものづくりの地産地消の観点から、県内メーカーに発注する（ただし、県内に契約可能なメーカーが複数ある場合は入札による必要があります。）

補助金の適正かつ効率的な執行を図るために規定しているものですので、その趣旨を踏まえて契約していただくようお願いします。

Q73 県が行う契約手続きの取扱いに準じて入札を行うことになった場合、事業実施主体の関係会社は入札に参加することができるか。

関係会社は入札情報（予定価格、最低制限価格等）を知り得る立場にあるので、入札に参加することは認められません。

（関係会社の例）

- ・ 合同会社が事業実施主体の場合における、構成メンバー
- ・ 事業協同組合が事業実施主体の場合における、組合員
- ・ 親会社、子会社

Q74 補助金に係る費用の支払いはクレジットカードによる支払いでも構わないか。

支払方法は、銀行振込又は現金支払を原則とし、領収書等の支払を証明することのできるものを必ず保管してください。銀行振込の際は、銀行の受領書（振込依頼書控え）を必ず受け取って、伝票類と一緒に保管しておいてください。（振込手数料は、相手先負担の場合を含め、補助対象外です。）

クレジットカードによる支払の他、別の取引との相殺払、補助事業に係る費用以外の支払との混合払、手形による支払及び手形の裏書譲渡による支払はしないでください。これは、実績報告など後の報告・照会において、支払状況が不明確になることを防止するためです。

ただし、商慣習や取引先との取り決めなどにより、銀行振込での支払いが困難であるなど、やむを得ず銀行振込又は現金支払以外の方法で支払いを行わざるを得ない場合は、必ず支払の前に産業振興推進地域本部又は産業政策課に相談するようにしてください。

なお、補助事業に係る費用を現金支払やクレジットカード払等にしたことに伴い付与されたポイントについては、実質的な値引きに相当するものであり、補助事業により利益を得ることにつながるものと考えられるため、補助対象経費から減算処理を行います。その際には付与されたポイントや実際に支払った金額の記載がある明細等の書類を追加提出していただく必要があります。

Q75 クレジットカード払いが例外的に認められた場合において、法人カードに貯めているポイントを利用して決済してよいか。

法人カードによるポイント払いは、企業の会計処理のルールにおいて「値引き」または「雑収入」として処理することとされていることから、補助対象外経費となります。

Q76 交付決定を受けた事業の交付決定額を増額変更することができないか。

経費配分や資金計画等を含めて審査した審査会の意見を踏まえて交付決定しますので、原則として交付決定額を増額することはできません。やむを得ない理由がある場合には、増額を認める場合がありますが、あらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、変更内容によっては審査会の再審査が必要となる場合があります。

Q77 交付決定を受けた事業の経費を変更する場合は、何らかの手続きが必要か。

補助事業者において、補助金交付要綱別表1にある補助対象事業区分の間で20%を超える変更がある場合等や補助金額を増額する場合、補助金額の20%を超える減額をする場合は、あらかじめ県に補助金の変更申請が必要となります。

間接補助事業として、市町村等を通して補助を受けるものは、市町村の補助金交付要綱で変更の手続等が定められていますので、市町村にご確認ください。

Q78 総事業費が増額になる場合、補助金を増額せずに事業費の増額分を自分で負担すれば変更の手続きは不要か。

総事業費の増額は、事業採択の要件である投資効果に影響を与えますし、場合によっては、資金計画の変更等から事業の継続性に大きく影響することもあります。

そのため、補助金額の増額の有無に関わらず、総事業費が増額になる場合は、あらかじめ知事の承認を得ていただく必要があることとしています。なお、変更内容によっては審査会の再審査が必要となる場合があります。

Q79 補助事業に充てる資金について、当初の資金計画を変更して、銀行からの借入をやめて、自己資金で賄うこととした。何らかの手続きが必要か。

資金計画の変更は、事業の継続性に大きな影響を及ぼす場合がありますので、資金計画の資金調達区分間の配分の20%を超える変更については、補助事業の内容の重要な変更該当し、あらかじめ知事の承認が必要です。

Q80 工事の入札をしたところ、大幅に工事費を下げることができた。余った資金で当初予定していなかった備品を購入したいが、構わないか。

補助事業においては、採択申請時（交付申請時）に提出いただいた事業計画書に沿って事業を進めていただくことが原則です。

従って、入札等によって生じた余剰資金を、当初予定していなかった経費に充てることはできません。また、当初予定していた設備や備品等の仕様を変更して、より高額なものを購入する経費に充てることもできません。

ただし、補助事業を遂行する上で必要なもので、かつ当該年度に購入しなければならない緊急性等がある場合は、購入等が認められる場合がありますが、あらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、変更内容によっては審査会の再審査が必要となる場合があります。

Q81 雇用奨励金事業の交付の流れを教えてください。

雇用奨励金事業については、各年度の3月31日時点の実績を年度終了実績報告書により、4月30日までに報告してください。

提出いただいた年度終了実績報告書により、交付決定日以降に発生した雇用であって、雇用契約締結時に34歳以下であること、6月以上継続して正規雇用していること、3月31日時点で在籍していること、事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、事業着手前と各年度の3月31日時点（基準日）と比較して純増していることの要件を確認した上で、補助金を交付します。

また、雇用奨励金事業の最終年度には、3月31日までに実績報告書の提出が必要です。

（例）R7：事業実施年度

R 8.4.30 年度終了実績報告書の提出（R 8.3.31 時点）→ 雇用実績が確認できれば交付

R8：R 9.4.30 年度終了実績報告書の提出（R 9.3.31 時点）→ 雇用実績が確認できれば交付

R9：R10.4.30 年度終了実績報告書の提出（R10.3.31 時点）→ 雇用実績が確認できれば交付

R10：R11.3.31 実績報告書（最終）→ 雇用実績が確認できれば交付

■その他**Q82 雇用等の計画目標が達成できなかった場合は、補助金を返還する必要があるのか。**

一般事業（通常分、特別分、企業等通常分）や特別承認事業、中山間地域雇用創出事業における事業計画書に掲げる雇用等の目標を達成できなかったからといって、ただちに補助金の返還義務が生じるわけではありませんが、目標達成に向けた取組を継続していただくようお願いします。

また、毎年、目標の達成状況など事業成果等を把握するため、産業振興推進地域本部が調査等を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、事業採択申請等にあたり、虚偽の申請などの悪質なケースや、事業を中断し、事業目的を達し得なかった場合などには、返還を命じることがあります。

Q83 事業採択通知の際に参考意見が付けられているが、どう対応すればよいのか。

事業の意義や効果があると判断され採択された事業であっても、審査会の専門的な視点から見て、今後、事業を進めるうえで、懸念されることや整理すべきことなどがあれば、事業採択の際に、審査結果（評価点数）とともに参考意見を付けさせていただきます。

事業を成功させるためにも、審査結果（評価点数）とこの意見をしっかりと受け止めていただき、事業を進めていただきたいと思います。また、県の産業振興推進地域本部とも連携を図りながら、効果的な実施に努めていただきますようお願いします。

なお、意見に対する対応状況については、交付申請時に報告をいただくことになります。

Q84 補助金の支払いは、いつになるのか。

補助金は、原則として、補助事業終了後、実績報告書の提出があつてから、事業が適正に執行されたことを確認した後に支払います。

また、雇用奨励金事業については、3月31日時点の実績を報告いただく年度終了実績報告書により、雇用実績等を確認した上で支払います。

間接補助事業の場合には、市町村等が補助金を支払うことになりますので、市町村等にお問い合わせください。

Q85 この補助金を受け実施する事業の内容は、公表されるのか。

県のホームページ等で、事業の概要や交付決定額（補助金額の確定後は確定額）などを公表させていただきます。

また、この補助金のPRや成果の普及等のため、事業内容の紹介などを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

Q86 補助を受けて開発した商品を、同一年度に販売することができない補助金があるが、この補助金も、販売に関して何らかの制約があるのか。

この補助金では、補助を受けて開発した商品を販売することについての制約はありません。

ただし、担い手確保事業を活用して整備した研修施設については、当該施設を使って製造した商品の販売は制限されています。（詳しくは46ページ〈Q91〉をご確認ください）

Q87 事業実施年度の翌年度から5年間事業成果等についてフォローアップを行うこととされているが、「フォローアップ」とは具体的にはどのようなことをすればいいのか。

フォローアップとは、事業実施主体にあっては、事業採択申請時に提出した事業計画書に沿った取組を継続していただき、その状況を県や市町村が把握できるよう、求めに応じて協力いただくことです。また、審査会から付された参考意見等も参考にしながら、市町村や各産業振興推進地域本部等と連携して事業を進めていただきますようお願いします。

県においても、目標の達成状況など事業成果等を把握するため、産業振興推進地域本部が決算書の提出を求めたり、聞き取り調査の実施や、現地視察の受入依頼、事業実績報告に係る審査会への出席を求める等を行いますので、ご協力をお願いします。

Q88 補助事業により整備した施設を改修したい。何か手続きが必要か。

補助事業により整備した施設、機械及び器具等について、耐用年数が経過する前に財産処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する）を行う場合は、事前に知事の承認が必要です。

また、耐用年数が経過する前に財産処分を行う場合は、補助金の返納が生じることがあります。

施設の改修、増築、備品の取替え等、何らかの手を加える場合には、上記規定により知事の承認が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

Q89 過去に補助事業を利用した任意団体を法人化することにした。何か手続きが必要か。

過去に補助を受けた事業実施主体が法人化する場合や、法人格が変更になる場合は、新しい法人への財産処分（譲渡等）の手続きが必要ですので、必ず事前にご相談ください。

Q90 補助事業で施設整備を計画する土地が農地の場合、農地の転用許可がおりる前であっても、事業採択申請はできるのか。

施設整備を計画する土地が農地の場合は、農地の転用許可が必要です。

採択申請は農地転用許可申請中であれば受け付けますが、交付決定は、農地の転用許可が完了したことを確認してから行います。

農地法の転用許可には、市町村の受付から県の許可まで一定の期間を要します。

農地転用が必要である場合は、スケジュール等に十分に留意するようにしてください。

Q91 担い手確保事業で整備した施設では製品の生産活動を行ってもよいのか。

担い手確保事業は、地域の産業振興の担い手を確保するための研修施設等の整備に補助する事業ですので、整備した施設は事業目的に沿って研修事業に使用するものでなくてはなりません。

研修の一環であれば、生産活動を行うことは差し支えありませんが、整備する施設や設備等については、研修事業の範囲を超える規模や能力を持つと判断されるものは補助の対象外となる場合があります。

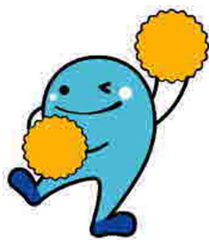
また、使用目的を研修施設から生産施設へ変更する場合、目的外使用となりますので、Q65にあるとおり事前に知事の承認が必要です。

Q92 雇用奨励金の補助を受けた後に、対象となっていた従業員が退職した場合は、補助金を返還する必要があるのか。

雇用奨励金は、各年度の3月31日時点の実績を報告していただく年度終了実績報告書により、要件を満たしていることを確認の上、交付するものです。

従業員の退職には、様々な事情がありますので、補助金の交付後に、その対象となっていた従業員が退職したからといって、直ちに補助金の返還義務が生じることはありませんが、事業実施主体においては、新たな正規職員の雇用に向けて継続した取組をお願いします。

なお、虚偽の申請などの悪質なケースや、事業を中断し、事業目的を達し得なかった場合などには、返還を命じることがあります。



15 これまでに補助金を活用いただいた事例

	合併施設機能再生整備事業（H21 年度・特別承認事業） 【事業目的】 漁協自らが、シイラを一次加工して出荷するシステムを構築し、市場の活性化及び漁業経営の安定化を図る。 【事業概要】 加工場の整備 【総事業費】 12,548 千円 【補助金額】 810 千円
	芋菓子加工販売拡大事業（H21 年度・一般事業（特別分）） 【事業目的】 芋の生産者等と連携し、自社ブランド新商品の生産拡大を図る。 【事業概要】 自社ブランド製品（芋菓子）の専用工場の整備 【総事業費】 245,683 千円 【補助金額】 50,000 千円
	海洋堂ホビー館を活かした観光人口の拡大 (H22 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】 「海洋堂ホビー館」を整備し、新たな観光拠点として交流人口の拡大や雇用の創出などによる中山間地域の活性化を目指す。 【事業概要】 「海洋堂ホビー館」の整備等 【総事業費】 153,986 千円 【補助金額】 32,182 千円
	さかわの地乳による産業活性化事業（H22 年度・ステップアップ事業） 【事業目的】 町内の酪農家が生産する牛乳を「さかわの地乳」と銘打って、これを旗印商品として牛乳消費拡大と加工品仕向の牛乳消費拡大を図る。 【事業概要】 販促資材製作、マーケティング調査等 【総事業費】 2,001 千円 【補助金額】 999 千円
	春野地区農産物付加価値向上のための加工施設整備事業 (H23 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】 春野地区の農産物（トマト、ショウガ、ハーブ類）の加工品の製造・販売により付加価値向上、来訪者の増加に繋げ、地区の活性化を図る。 【事業概要】 農産物加工施設の整備等 【総事業費】 71,107 千円 【補助金額】 33,399 千円

	津野町地域資源「ふる」活用ビジネス事業 (H23 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】津野町の地域資源を有効に活用し、販売する仕組みや体制の整備、町内外への情報発信を行うことにより、交流人口の拡大、地域の所得向上等を目指す 【事業概要】アンテナショップの施設整備等 【総事業費】80,893 千円 【補助金額】50,000 千円
	“土佐天空の郷”焼酎の醸造・販売事業 (H24 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】本山町産「土佐天空の郷」に関連した焼酎の開発により、更なる知名度向上や、農商工が一体となった町全体の活性化を図る。 【事業概要】醸造所の改築、醸造機器等の整備 【総事業費】13,178 千円 【補助金額】5,642 千円
	針木梨組合販路開拓・販売促進等事業 (H24 年度・ステップアップ事業) 【事業目的】高知市針木地区における新高梨の販売を「まるはり」で統一し、ブランド名の浸透を目指すとともに、産地の維持発展につなげる。 【事業概要】出荷段ボールデザイン変更、PR 資材作成等 【総事業費】1,857 千円 【補助金額】884 千円
	しまんとお茶栗カフェプロジェクト (H25 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】加工場とカフェが併設された施設の整備により、地元の栗やお茶を利用した商品の開発や加工、販売を行うことでさらなる付加価値の向上を目指す。 【事業概要】加工場兼カフェの整備 【総事業費】38,693 千円 【補助金額】17,647 千円
	洋蘭集出荷施設等整備事業 (H25 年度・一般事業（通常分・特別分）) 【事業目的】集出荷施設を整備し、県内の洋蘭を集めることにより、周年の集出荷体制を確立させるほか、販路開拓、販売促進を目指す。 【事業概要】集出荷施設の整備、販路開拓、販売促進 【総事業費】23,210 千円（2 事業合計） 【補助金額】11,086 千円（同上）

	着地型観光商品開発及び販売促進事業（H26 年度・ステップアップ事業） 【事業目的】観光素材の掘り起こし、新たな商品開発を行うとともに県内外及び海外への PR や、市内の宿泊施設への情報提供などを行う。 【事業概要】パンフレット作製、HP リニューアル等 【総事業費】 3,342 千円 【補助金額】 1,546 千円
	地域産品を活用した冷凍等の製造施設整備及び販売強化 (H26 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】工場視察用施設の整備による観光拠点化を図る。併せて中東地域での市場調査や海外向けの出荷体制の強化により、海外での販路拡大を目指す。 【事業概要】売店増築、製造施設の整備、海外商談会出展等 【総事業費】 38,959 千円 【補助金額】 17,975 千円
	四万十町産豚を使用した食肉加工、精肉販売施設等整備事業 (H27 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】四万十町産豚の加工場と直販所を整備し、加工品開発を行うとともに、四万十ポークの認知度向上につながる情報発信を進めながら新たな販路開拓を図る。 【事業概要】食肉加工施設、精肉販売施設の整備等 【総事業費】 134,370 千円 【補助金額】 50,000 千円
	JA 土佐くろしおが担う地域密着型の直販事業 (H27 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】JA くろしおが新たな産直市を建設、運営することにより、農業者の所得向上や地域産品等の情報発信、消費者と生産者の交流を図り、地域農業の活性化を目指す。 【事業概要】産直市の整備 【総事業費】 163,970 千円 【補助金額】 50,000 千円
	バイオマス再資源化装置導入によるユズ搾汁残渣の有効活用事業 (H28 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】廃棄物として有料処分されているユズ果皮から精油等を抽出し、香料原料等として販売することにより、ユズ栽培農家の所得向上を図る。 【事業概要】精油抽出機器等の整備 【総事業費】 103,087 千円 【補助金額】 50,000 千円

	沢渡茶拠点整備事業（H29 年度・一般事業（特別分）） 【事業目的】 仁淀川町に販売拠点を整備し沢渡茶をはじめとする地域の特産品等の販売向上に取り組むことにより、雇用の創出及び茶農家等の所得向上を図る。 【事業概要】 販売拠点の整備 【総事業費】 44,907 千円 【補助金額】 19,908 千円
	嶺北地域で 140 年続く酒蔵の地元酒米農家との協働による地産外商推進事業（H30 年度・一般事業（特別分）） 【事業目的】 嶺北産の素材を活かした酒造りの生産拡大や品質向上に向けた新工場建設、酒造設備を導入することにより、製品の安定供給及び日本全国から世界への販路を拡大し、地元酒米農家と協働した地産外商を図る。 【事業概要】 新工場の建設、酒造設備の導入（氷温庫、圧搾機等） 【総事業費】 108,386 千円 【補助金額】 45,382 千円
	「鍛冶屋創生塾」創設事業（H30 年度・担い手確保事業） 【事業目的】 土佐打刃物の後継者不足及び職人の育成という喫緊の課題に対応するため、複数の講師により複数の研修生が同時に学べる形式の職人育成施設を創設することで、後継者の育成及び伝統産業の振興を図る。 【事業概要】 鍛冶屋創生塾の建設、研修機器の整備 【総事業費】 52,030 千円 【補助金額】 25,426 千円
	四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」新加工場整備事業（R 元年度・特別承認事業） 【事業目的】 四万十町内の畜産資源を豊富に活用した「あぐり窪川の豚まん」の加工場の新設等により増産体制を整えとともに、地場製品の生産拡大や地元雇用の創出等を図る。 【事業概要】 豚まん加工場の新設、厨房設備機器の導入等 【総事業費】 506,994 千円 【補助金額】 50,000 千円
	四万十牛加工販売施設整備事業（R 元年度・一般事業（特別分）） 【事業目的】 西土佐地域の特産品である四万十牛の新たな加工販売施設の整備等により、地域資源の付加価値向上や地元雇用の創出等を通じた地域の活性化を図る。 【事業概要】 四万十牛加工販売施設の新設、厨房設備機器の導入等 【総事業費】 110,622 千円 【補助金額】 50,000 千円

	地域と連携した高知県産ワインの製造・販売事業 (R2 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】 ブドウの栽培からワインの醸造・販売まで一貫した生産体制の構築に向け、醸造施設を建設するとともに、県産食材を使用したグロスアリー商品の開発等により、高知県産ワインとしてのブランドの確立を図る。 【事業概要】 ワイン醸造施設の整備 【総事業費】 237,022 千円 【補助金額】 50,000 千円
	竜串海洋観光推進事業（R 元～R2 年度・外部人材活用支援事業） 【事業目的】 観光施設等における経営ノウハウや実績を有する外部の専門人材を活用し、新足摺海洋館リニューアルオープン成功及び経営を安定化させるとともに、竜串地域への誘客を促進することで持続可能な観光振興を図る。 【事業概要】 観光施設等の経営ノウハウや実績を有する外部の専門人材の活用 【総事業費】 12,000 千円 【補助金額】 5,000 千円
	宗田節等製造生産性向上事業（R3 年度・一般事業（特別分）） 【事業目的】 宗田節等生産の焙乾工程に中浜地域では初となる焼津式乾燥機等を導入し、生産性の向上や生産拡大を行うことにより、売上の増加と安定的な雇用拡大や魚価の安定化を図る。 【事業概要】 焼津式乾燥機、煮熟設備等の導入 【総事業費】 33,085 千円 【補助金額】 15,038 千円
	土佐黒潮天日塩 生産量増加のための施設等整備事業 (R4 年度・一般事業（特別分）) 【事業目的】 天日塩は生産量を上回る需要があり、機会損失によるマイナスが生じていることから、採かん施設の増築及び結晶箱の増設を行うことにより、生産量の拡大及び雇用の場の創出を図る。 【事業概要】 採かん施設の増築、結晶ハウス内の結晶箱の増設 【総事業費】 30,831 千円 【補助金額】 14,156 千円



**地元食材を活用した加工品の開発・製造による地産地消・外商の推進
(R5 年度・一般事業（特別分）)**

【事業目的】 新たな加工施設を整備し、既存商品の増産及び販路拡大を図るとともに、新商品開発の体制を確立することにより、生産者等連携事業者の所得向上や新たな雇用創出による地域活性化を目指す。

【事業概要】 加工場の新設

【総事業費】 156, 979 千円

【補助金額】 50, 000 千円

■補助金交付実績

令和7年2月末現在

	ステップ アップ 事業	一般事業 (通常分)	一般事業 (特別分)	一般事業 (企業等 通常分)	特別承認 事業	担い手確 保事業	外部人材 活用支援 事業	地域産業 課題解決 支援事業	合 計
H21 年度		4 件 41,796 千円	32 件 487,471 千円		7 件 139,745 千円				43 件 669,012 千円
H22 年度	9 件 7,243 千円	3 件 54,873 千円	40 件 784,175 千円		5 件 144,257 千円				57 件 990,548 千円
H23 年度	11 件 7,884 千円	4 件 53,034 千円	20 件 321,147 千円		3 件 28,180 千円				38 件 410,245 千円
H24 年度	13 件 7,063 千円	1 件 840 千円	9 件 227,173 千円		4 件 28,596 千円				27 件 263,672 千円
H25 年度	4 件 2,614 千円	3 件 56,422 千円	13 件 275,026 千円		3 件 14,198 千円				23 件 348,260 千円
H26 年度	6 件 7,912 千円	2 件 53,953 千円	7 件 216,362 千円		2 件 45,333 千円				17 件 323,560 千円
H27 年度	5 件 3,335 千円	0 件 0 千円	7 件 224,090 千円		2 件 69,580 千円				14 件 297,005 千円
H28 年度	2 件 2,227 千円	0 件 0 千円	10 件 403,203 千円		2 件 28,838 千円				14 件 434,268 千円
H29 年度	3 件 3,493 千円	0 件 0 千円	6 件 198,896 千円		2 件 61,104 千円	2 件 12,290 千円			13 件 275,783 千円
H30 年度	7 件 6,797 千円	0 件 0 千円	1 件 45,382 千円		0 件 0 千円	1 件 23,662 千円			9 件 75,841 千円
R 元 年度	1 件 162 千円	0 件 0 千円	2 件 52,316 千円		1 件 50,000 千円	1 件 1,763 千円	2 件 5,510 千円		6 件 109,751 千円
R2 年度	6 件 5,758 千円	0 件 0 千円	4 件 196,899 千円		0 件 0 千円	0 件 0 千円	2 件 3,560 千円		12 件 206,217 千円
R3 年度	5 件 4,091 千円	0 件 0 千円	2 件 54,643 千円		0 件 0 千円	0 件 0 千円	0 件 0 千円	0 件 0 千円	7 件 58,734 千円
R4 年度	2 件 3,746 千円	0 件 0 千円	3 件 71,131 千円		2 件 95,771 千円	0 件 0 千円	0 件 0 千円	0 件 0 千円	7 件 170,648 千円
R5 年度	3 件 2,929 千円	0 件 0 千円	2 件 53,907 千円		0 件 0 千円	0 件 0 千円	0 件 0 千円	1 件 5,000 千円	6 件 61,836 千円
R6 年度	3 件 1,440 千円	0 件 0 千円	1 件 40,430 千円	1 件 4,980 千円	1 件 50,000 千円	0 件 0 千円	0 件 0 千円	0 件 0 千円	6 件 96,850 千円

※翌年度への繰越含む。

※R 元年度「担い手確保事業」は、前年度からの繰越分への追加交付のため、件数には含めず

16 お問い合わせ先

■産業振興推進地域本部

○安芸地域本部

【担当エリア】東洋町、室戸市、奈半利町、北川村、田野町、安田町、馬路村、安芸市、芸西村
安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎 2 階 電話 0887-34-1270

○物部川地域本部

【担当エリア】香美市、南国市、香南市
香美市土佐山田町加茂 777 香美農林合同庁舎 1 階 電話 0887-57-0015

○高知市地域本部

【担当エリア】高知市
高知市本町 5-1-45 高知市役所本庁舎 4 階 電話 088-872-5885

○嶺北地域本部

【担当エリア】本山町、大豊町、土佐町、大川村
長岡郡本山町本山 946-6 中央東土木事務所本山事務所 1 階 電話 0887-70-1015

○仁淀川地域本部

【担当エリア】土佐市、いの町、越知町、佐川町、日高村、仁淀川町
土佐市高岡町乙 3229 土佐合同庁舎 1 階 電話 088-852-7256

○高幡地域本部

【担当エリア】須崎市、津野町、禰原町、中土佐町、四万十町
須崎市西古市町 1-24 須崎総合庁舎 3 階 電話 0889-40-0205

○幡多地域本部

【担当エリア】四万十市、黒潮町、土佐清水市、宿毛市、三原村、大月町
四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎 3 階 電話 0880-35-8616

■高知県産業振興推進部

○産業政策課

高知市丸ノ内 1 丁目 2-20 電話 088-823-9334

